

## 社会病理集団離脱実態の研究

研究代表者

NPO 市民塾 21・特別研究員

廣末登

共同研究者

北九州市立大学・文学部

松尾太加志

仙台大学・体育学部

田中智仁

### I. はじめに

我が国では、昨今、官民一致して、暴力団に代表される社会病理集団<sup>1)</sup>排除の意識が活発である。しかし、社会病理集団排除の根底において、社会病理集団が解散・衰退した後、その離脱構成員の社会再統合という議論が十分に醸成されていないのではないかという疑問を禁じ得ない。社会病理集団を離脱した構成員を慣習的職業社会に再統合し、再出発を念頭に置かない社会病理集団排除政策の推進は、組織のマフィア化<sup>2)</sup>や離脱者の犯罪のプロティアン化<sup>3)</sup>を促進する危険性を否定できない。

上述の問題を念頭に置いたとき、真に社会病理集団を衰退させ、反社会的な病理集団の台頭を抑止せしめるためには、社会病理集団離脱実態を正しく認識しておく必要がある。過去の社会病理集団構成員の意識調査では、①過去に刑事施設収容歴のある被調査者に対し、官という立場からデータを収集している。②刑務所などに収容された社会病理集団関係受刑者を対象としたインタビューやアンケート調査によりデータを収集している。

しかしながら、社会病理集団離脱に焦点化した研究は僅少であり、昭和 49 年(1974)の星野周弘による「暴力団員の離脱過程に関する研究」(星野,1974:81-98)、昭和 57 年(1982)の星野らによる「暴力団からの離脱者の社会復帰に関する研究」(星野ほか,1982:28-41)、平成 23 年(2011)の社会安全研究財団研究「受刑者調査研究会」が行った暴力団受刑者に関する研究を指摘し得る程度である(菊池,2011:93-117)。

ここで筆者が注意を促したい点として、①星野研究は調査時点が 1974 年、1982 年とかなり古いものであること、②最新の調査は、刑事施設内調査であり、いわゆる「囚われの情報提供者」<sup>4)</sup>を対象としていることから、回答が「社会的望ましさ」<sup>5)</sup>によって歪められる可能性を否定できないことである。

筆者は、離脱要因を検討するにあたって、より新たなリアリティをつかむことを念頭におき、本研究を企図した。本研究は、先ず、研究対象を刑務所などの刑事施設に収容されている「囚われの情報提供者」に定めることは避けた。なぜなら、

刑事施設等に収容された被調査者から収集したデータは、データの信頼性や妥当性が担保されているのかという点に疑問を禁じ得ないのである。

これまで、我が国では、離脱実態に的を絞った研究が僅少であることから、本研究は、社会病理集団構成員の円滑な離脱と社会復帰、いわゆる慣習的職業社会への再統合を考えるためには、不可欠な研究といえる。

このような点に鑑み、本研究では、社会病理集団離脱実態の検討を行う。その際、データに関しては、社会病理集団加入者、加入経験者、および社会病理集団離脱を裁量した者（いわゆる親分）に対する半構造化面接を行うことで、データの質とリアリティの担保に留意する。なお、ここでいう離脱実態とは「なぜ離脱したのか」「いかにして離脱したのか」という実態を指す。

以上の点を踏まえ、本研究の目的は、(1)社会病理集団離脱実態に関する回想的談話データを収集し、社会病理集団構成員の離脱実態を把握するとともに、社会病理集団離脱に関し、エビデンスに基づいた一定の理論仮説を提示すること。(2)社会病理集団構成員の円滑な離脱と社会復帰に資する予備的な政策的提言を行うことである。

以下、本稿では、Ⅱ章・先行研究概観、Ⅲ章・本研究の目的と特徴、Ⅳ章・調査データと記述の方法、Ⅴ章・調査結果、Ⅵ章・考察、Ⅶ章・本研究における理論的視座の検討、Ⅷ章・本研究の成果と課題、Ⅸ章・本研究結果が示唆する政策的含意の順で記述する。

## Ⅱ. 先行研究の概観

暴力団をはじめとするプロの犯罪集団、組織化された社会病理集団からの離脱に焦点化した研究は、国内外を問わず僅少である。しかしながら、幸いなことに、暴力団離脱者に的を絞った意識調査として、星野研究と菊池研究を見出すことがで

きる。

### 1. 星野研究<sup>6)</sup> (1974年)

星野研究は、1974年に行われており、古いものである。現在は、暴力団を取り巻く状況も、当時とはかなり変化してきている<sup>7)</sup>が、刑事施設外でなされた追跡研究として、その知見は参考になる。

この調査は昭和42,3年(1967,1968)から昭和48年(1973)までの期間、刑事施設に収容された経験のある暴力団員の追跡調査である。調査方法としては、刑事施設外で被調査者を追跡的に観察し調査票に記入、及び一部においては面接調査を行っている。研究の目的の一つは、暴力団離脱過程を明らかにし、暴力団離脱の要因、および社会復帰に成功するための要因について検討することである。(星野,1974:81)。

調査結果としては、まず、離脱者の特性として、(1)非合法活動のみに収入源を求めず、正業にも収入を頼っている、(2)安定した非合法収入源を持っていない、(3)団員歴の短い組員・準構成員か、解散・壊滅団体の首領である、(4)団体の統制力の弱い団体の成員である、(5)非合法活動への参画や暴力団の副次文化への同一化の度合いが低く、検挙回数も少なく、懲役刑を受けることも少ない、(6)価値意識の点では、享乐的指向性が顕著、(7)目標については、暴力団内部に設定された目標や外在的な目標を持たず、暴力団が目標達成の手段とされたり恒久的な準拠集団とされたりするのではなく、基本的欲求を充足させるための「一時的な」よりどころとして暴力団を意識している。

次に、離脱過程については、(1)警察の取締り・検挙活動の強化、それに基づく団体の解散・壊滅が離脱の主要な要因であり、このほか、団体内の紛争や団体自身の変化、個人的立場の変化が離脱契機としてみられる、(2)離脱にともなう暴力団による制裁・私刑はみられなくなっている、(3)離脱後も、1/2ほどは無職であったり、個人的に非合

法活動に従事したりしていると考えられる、(4)離脱者のほぼ 1/3 は、現在もなお暴力団と親和的である、(5)団体の解散・壊滅による離脱者のうち、首領は事業経営をはじめとする正業に従事するが、その他は就職しなかったり、他団体に移籍したりする、(6)個人的な事情を契機として離脱したものは、技能的な職業に従事する傾向を示している、離脱後、社会復帰に必要な条件を形成し得たものは、離脱者の 1/3 程度であり、これは風俗営業以外の事業経営者と技能的・販売的職業に従事しているものであるなどの特徴を見出せる（星野,1974:95-96）。

星野研究では、成功的社会復帰の重要な要因として、以下のように述べ、安定的な職業への就業を重視している。「離脱後の社会復帰の可否を決定するものは、離脱契機、それに関連する将来の目的など離脱過程にあるよりは、むしろ離脱後にどのような職業に就くかにあると考えられ、これが直接的に社会復帰に必要な条件を規制しているとみることができる」と（星野,1974:94）。

## 2. 星野らの研究<sup>8)</sup> (1982年)

星野らの研究は、1974年の星野研究で得られた知見を踏まえ、「暴力団との関係を離脱後も断ち切れない者が少なくない」点を、今日の暴力団対策の課題と捉えている。その上で、暴力団離脱者のうち、社会復帰に成功した者としなかった者に、暴力団時代の生活、離脱時の状況、離脱後の生活などについてどのような特徴が見られるかを明らかにし、それにより彼らの社会復帰に必要な条件を見出すことを目的としている（星野ほか, 1982:28）。

調査結果として、暴力団離脱後の社会復帰を左右する要因として、以下のような知見が示されている。

(1)所属していた暴力団の性格としては、的屋に所属していた者が社会復帰しやすい。

(2)暴力団所属時の地位が低かった者、あるいは首領クラスであった者が社会復帰しやすい。所属時に地位の上昇可能性のなかった者は社会復帰しにくい。

(3)過去の犯罪歴は、概して少ないほど社会復帰しやすいが、首領など、前科の特に多い者では、社会復帰者が多くなる。覚醒剤濫用歴のある者の社会復帰は極めて困難である。

(4)家族的背景および個人の属性では、正妻を持たず内妻を持つ者は社会復帰しにくく、専門的な技能・資格のある者は社会復帰しやすい傾向がある。年齢の若いもの、50歳以上の者の社会復帰率が高い。

(5)離脱時の状況では、離脱動機が「適切な正業があったこと」「合法的な仕事上の都合」などの場合に社会復帰しやすく、破門や仲間割れからの離脱者は社会復帰しにくい。また離脱時に資産があったり、合法的な職業についていることは、社会復帰を容易にする。離脱時に協力者のあった者は、社会復帰の可能性が高い。

(6)離脱後の暴力団との関係では、他の暴力団からの迫害や勧誘が社会復帰を妨げる度合いが大きい。こうした働きかけが無い場合には社会復帰が容易になる。

(7)離脱後の生活に関しては、職業に就いているかどうかによる社会復帰率の差が極めて大きい。無職者はほとんど社会復帰に失敗している。暴力団時代と比べた収入は、額が増加したり、安定度が高まっている場合に社会復帰率が高い。現在の職業が将来にわたって安定している場合には、社会復帰率は非常に高くなる。離脱後、多くの人の協力を得たり、肉親の愛情を感じたりした者は社会復帰者が多く、生活が苦しくなった、楽しみが減った、就職が難しかったと思っている者は社会復帰していない者が多い。

以上のことから、星野らは、暴力団離脱者の社

会復帰の成否は、彼らがどのような職業生活を営めるかに大きく依存していると結論する。なお、暴力団離脱者は、次の三類型に分けられると示唆している。第一は、工員や店員、運転手などとして雇用されている者である。このカテゴリーの者は、暴力団時代の地位は低く、離脱後に収入が安定し、生活も向上している者たちである。第二に、暴力団時代に蓄えた資金を元手にして、金融・運送その他の事業に乗り出す者である。彼らの多くはもと首領か幹部である。組員時代から非合法活動と合法的な事業活動を並行して行っていたが、高齢になったなどの理由から、非合法的活動から足を洗い、会社の経営者に転身するケースである。第三のタイプは、暴力団離脱後も職業に就かず、ヒモ生活を送りながら結局は再び犯罪をなしたり、暴力団世界に舞い戻ってしまう者である。

結論として、星野らは以下のような問題点を指摘する。上の第二の類型にみられるような、暴力団時代から有利な合法的職業がある場合を別とすれば、離脱者にとって、就職は社会復帰の大きな関門である。就職に対する援助者のあった者に社会復帰者が多いことは、裏を返せば、本人の力だけでは職業生活の開始は難しいことを示している。この意味で、離脱時の協力者や就職の援助者を得られた者が全体の約4分の1に過ぎないことは、大きな問題点であると述べ、暴力団離脱者に対する就職支援の必要性に言及している（星野ほか, 1982:39-40）。

### 3. 菊池研究（2011年）

2011年6月に報告された『日中組織犯罪共同研究 日本側報告書 I—暴力団受刑者に関する調査報告書』の「第IV部・暴力団受刑者調査の分析」における、「第1章・暴力団受刑者の離脱意思の分析」の知見が、最新の先行研究として存在する（菊池, 2011:95-117）。

この研究は、暴力団員の属性と生活、所属団体

との関係と暴力団員の意識、暴力団員の犯罪および中国人犯罪組織との関係について調査し、暴力団員による犯罪の基本的な状況を把握し、組織犯罪を予防・抑止するための基礎資料とすることを目的としている（石川ほか, 2011:3）。

具体的には、2009年12月14日から2010年3月31日までの間に処遇施設に移送等された受刑者を対象とした『日中組織犯罪共同研究 日本側報告書 I—暴力団受刑者に関する調査報告書』において行われた無記名式アンケート調査である。調査対象者916人の内、回答率は56.4%、521標本を得ている。なお、本アンケートは、雑居・独居を問わず配布・回収されている。この調査が行われた時期は、暴力団への取締りが強化され始めた時期と符合する<sup>9)</sup>ので、先述の星野研究と比べて、回答率が低いことは首肯できる<sup>10)</sup>。

本研究が参考とするデータとしては、「第IV部暴力団受刑者調査の分析」における、「第1章・暴力団受刑者の離脱意思の分析」の部分である（菊池, 2011:95-117）。とりわけ、第一節では、暴力団関係受刑者の離脱意思に関して、受刑者らの属性に着目した2変数の分析を行った結果<sup>11)</sup>、暴力団の離脱実態につき、以下のように要約する。

暴力団の組織的な要因に加え、個人的な要因などが離脱意思に強い影響を与えていることがわかった。組織的な要因としては、三大指定暴力団に所属している者の方が、離脱意思を示している。組織とのかかわりが長いほど、離脱意思が希薄である。これは、在籍年数が長いほど、組織に依存する生活様式が硬く形成されているからである。

個人的な要因としては、年齢と離脱意思は密接に関係している。加齢と共に若年世代では離脱意思が弱まる傾向があるのに対して、中高年世代では、加齢と共に離脱意思が強まる傾向にある。離脱意思を表明する確率が最も低かったのは、30代の者であった。

暴力団関係受刑者の社会経済的環境に焦点を当てると、職と配偶者の有無、月収が離脱意思の形成に強い影響を与えていることが明らかになった。職を有している者、配偶者を有している者が離脱意思を表明する傾向にあった。このことから、職や配偶者といったように、非合法活動に関わることにより失いうるものの存在が、犯罪組織との関わりを断ちたいという意思に影響を与えているようであることが示唆されている。

一方で、暴力団に所属していることで、月収が多い者の方が、継続して組織と関わりたいと思う傾向があることに注意を促している。このことは、犯罪からの収益により生計が成り立っている者たちが、組織に依存して生活しているとみることができるのである。

### III. 本研究の目的と特徴

前章で概観した先行研究は、暴力団の離脱意識を知る上で参考になる。しかし、筆者らの研究目的は、実際に、社会病理集団組織から、被調査者が「なぜ離脱したのか」、そして「いかにして離脱したのか」という離脱実態を知ることである。それらのファーストハンドの回答を、刑事施設に拘禁されている者からではなく、病理集団離脱経験者、現在病理集団に籍を置くもの、あるいは、離脱を裁量してきた親分に対し、面談により直接にデータを収集することである。

本研究における方法論的な特徴としては、被調査者に対する半構造化面接の採用を挙げることができる。この調査方法の長所としては、諸々の行為が埋め込まれている社会生活の文脈を明らかにできることである。それは、刑事施設などに收容されている「囚われの情報提供者」から、アンケート等の方法を使ってデータを収集するわけではないので、回答率が100%であり<sup>12)</sup>、社会的望ましさや、同房者への見栄や虚勢といったバイアス

によって歪められる可能性が低いという利点が指摘できる。何より、被調査者が違法的であれ、合法的であれ、実際に生活するフィールドにおいて、直接にデータを得ることで、リアリティある病理集団離脱実態が明らかにできると考えられる。ただし、一方で被調査者とラポールをとることが不可欠であり、そうでなければ上述の長所は担保されない。

### IV. 調査データと記述の方法

#### 1. 被調査者

本研究における被調査者は11名(A~J, M)である。このうち被調査者I, J, Mは、2006年、O市内において、筆者のひとり(廣末)が行った調査の調査地点で知り合った被調査者である。A~Fの6名は、被調査者I(牧師)、被調査者JおよびX(Jの内縁の妻)から紹介され、雪だるま式サンプリング<sup>13)</sup>で得た者である。被調査者Gに関しては、筆者が2011年12月24日、F市内の高市<sup>14)</sup>において知り合った親分である(2011年当時は若中頭、2014年10月に組を解散)。

このIとは、2005年10月23日に調査依頼を行って以来、調査に協力してもらっている。本調査については、2014年5月3日13:00に教会で面談の際、調査主旨を説明し、協力を快諾してもらった。今回の調査で、Iの紹介による被調査者は、元親分の被調査者Dである。

一方、被調査者Jに関しては、もともとI牧師の教会に幹部信徒として所属していたが、2011年後半から、教会を離れている。現在は、少年時代を過ごした地元に戻り、内縁の妻Xと共に生活している(I, J, Xは同じ地元における竹馬の友である)。Xが、かつて女子刑務所の班長を務めていたことから、彼らの中には、男女を問わず、刑務所から出所した者が多数訪れる。彼らの役割は、こうした人たちに対するインフォーマルな生活支

援である。今回の調査については、2013年11月から、JとXに調査協力を打診していた。最終的には、2014年5月3日17:30にO市内の喫茶店において面談し、調査主旨を理解した上で協力を快諾してもらった。今回の調査で、JとXの紹介による被調査者は、元親分(会長)の被調査者A、元組員のB、元親分のC、元組員のE、現役幹部のF、元組長秘書のHである。なお、補足的に、Fが所属する組の先代親分の妻からも情報を収集した。

被調査者Gは、F市内を中心に活動するテキヤの親分である。廣末は、2011年12月24日以降、Gのテキヤ従業員の面接、テキヤの商売現場、他の親分への挨拶等の機会に加え、Gの妻の出産など、様々な場面に同行している。Gは、2013年の秋に、自分の意思で組織を離脱することとなっていたが、同時期に、大親分が他界したことから慰留され、Gは組織の重要なポストを意に反して請け負うこととなった。しかし、元暴力団の幹部や他組織の幹部と進退問題を相談した結果、子どものためにカタギになることを決意し、2014年10月に組の解散を本部に打診した。本研究に関しては、2014年4月2日、地元暴力団組織が開催する花見の宴席の挨拶に同行する際、調査主旨を話し、G自身の調査協力の承諾を得た。

## 2. 調査地点

本研究における調査地点は、(1)I牧師の教会、(2)Jの内縁の妻Xの自宅、(3)O市内、および④F市内において、面談する被調査者が指定した場所である。それは、たとえば、被調査者の自宅や、近所の喫茶店の従業員用休憩室、スナックの二階などである。O市内やF市内における半構造化面接は、時間の不規則性や調査対象者とのトラブル(タカリなど)を想定して、主に廣末が単独で行った。なお、F市内においてデータを再聴取する場合は、福岡市内のギャラリーを借り受け、筆者ら

により半構造化面接を行った。

## 3. 調査期間

本研究の主たる調査期間は、2014年5月7日から6月12日である<sup>15)</sup>。8月4日と5日<sup>16)</sup>および9月11日と12日を、F市内で、筆者らによる再調査期間とした。

なお、2014年11月22日~24日は、テレビ西日本の取材班と同行して、本研究の被調査者へのインタビューと併せて町内住民の声を聴取するため、2015年1月23日~25日は、九州朝日放送の取材班と同行してI牧師の教会に集う暴力団離脱者の声を聴取した。これらは筆者らが収集したデータの信頼性を確認する機会として活用した。なお、後者の取材では、廣末が2006年に行った調査協力者M牧師も同席したため、データを収集した。

何れの調査においても、質問の時間・場所は被調査者の都合に合わせて、一回の質問時間をおおよそ一時間以内とした。F市内における再調査の場合は、借り受けたギャラリーで、一人あたり一回の面接時間をおおよそ一時間として、複数回の面接を行った。

## 4. 調査手続き

本研究の調査方法としては、過去に病理集団に籍を置いた者、現在籍を置いている者を対象に半構造化面接を行うことでデータを収集し、最終的には11名の被調査者から、病理集団の離脱実態に関するデータを収集した。この離脱に関する質問は、特に事前に質問紙を作成して為されたものではない。基本的には、被調査者の自由な語りに基づくものである。ただし、半構造化面接における質問には、先行研究において為された質問事項なども参考にしつつ、彼らが病理集団内で知覚した出来事や、ライフコース上のイベントや転機による意識変化などにつき、人生過程上の流れの中で見ることができるよう時に系列的に質問した。

データの記録においては、大多数の被調査者が

ノートへの記帳（メモ）以外の記録を拒否した。  
 なお、本調査に際して、J 夫妻より度々注意を受けたことがある。それは、匿名での表記に加え、被調査者が、現在何をシノギとして生活しているか（収入源）、具体的な居住地などの情報を報告書に明記しないことであった。

## V. 調査結果

1. 被調査者 11 名の半構造化面接データを表 1 に要約した。

## 2. 離脱実態

社会病理集団離脱実態については、(1) 所属団体との関係と病理集団加入者の意識、(2) 社会病理集団在籍時の家族状況、(3) 社会病理集団離脱時の状況、(4) 社会病理集団離脱後の意識などにつきデータを収集した。

(1) 所属団体との関係と病理集団加入者の意識

本研究の被調査者は 11 名である。その内、首領級の者は、A、C、D、G の 4 名であり、F、H、I、

表 1 被調査者の半構造化面接データの要約

	被調査者A	被調査者B	被調査者C	被調査者D	被調査者E	被調査者F	被調査者G	被調査者H	被調査者I	被調査者J	被調査者M
1. 加入した年齢	16歳(予備軍) 22歳迄	18歳	23歳	27歳	22歳	13歳(予備軍) 18歳迄	18歳	27歳	18歳	18歳	26歳
2. 離脱した年齢	39歳	23歳	59歳	56歳	46歳	在籍中	41歳	42歳	28歳	30歳	43歳
3. 最終学歴・資格の有無	中卒	高校中退	高卒・公務員	中卒・プロレーサー	中卒	中卒	高校中退	高校卒業	高校中退	高校中退	大学中退
4. 調査時点の年齢	41歳	38歳	66歳	66歳	47歳	50歳	41歳	57歳	50歳	51歳	56歳
5. 加入した切っ掛け	近所の兄貴分に惚れて	好奇心	盛り場で知り合い	地元知人紹介	兄貴への憧れ	教護院で勧誘	求人誌応募	母親の紹介	同級生の紹介	テキヤで勧誘	覚醒剤
6. 加入は望んだものか	自ら望んだ	自ら望んだ	自ら望んだ	自ら望んだ	自ら望んだ	自ら望んだ	自ら望んだ	自暴自棄	自ら望んだ	自ら望んだ	自ら望んだ
7. 加入期間	17年間	6年間	36年間	30年間	24年間	32年間	19年	15年間	10年間	12年間	17年間
8. 離脱時点の地位	会長	部屋住み	組長	組長	組員	変動・組長秘書	組長	組長秘書	若頭補佐	常盤副組員	組長秘書
9. 在籍中の生活満足度	満足	不満足	満足	満足	満足	満足	満足	満足	満足	満足	満足
10. 所属し続けた理由	義理人情の体現	情性	その道しかない	生活のため	兄貴の支援	任された仕事がある	商売が楽しい	兄貴がいい人	男になるため	男になりたい	任侠道へのあこがれ
11. 親分への信頼	信頼していた	信頼していた	信頼していた	信頼していた	信頼していた	信頼せんといかん	信頼するよう努力していた	信頼していた	信頼していた	信頼していた	信頼していた
12. 親分の命令への服従	コントロールしていた	従っていた	従っていた	従っていた	従っていた	従わないかん	従っていた	従っていた	従わないかん	情性(無条件ではない)	100%していた
13. 在籍中の主なシノギ	リフォーム業	なし	債権回収・賭博	債権回収・賭博、風俗	債権回収・賭博	債権回収が主	テキヤ商売	組長秘書業務	賭博、債権回収、洋服屋など	賭博	みかじめ
14. 在籍中の手取り収入額	100万円以上(月)	20万円(月)	80万円以上(月)	100万円以上(月)	100~120万円(月)	50~300万円(月)	年間 1200万	100万円位(月)	150万円位(月)	100~200万円(月)	200~300万円(月)
15. 加入期間の結婚経験有無	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
16. 子どもの有無	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
17. 刑事施設入所歴	2回	3回(少院少刑含む)	2回	5回	5回	5回(少刑含む)	鑑別所	なし	鑑別、拘置所	なし	なし
18. 入所は組の為か・罪種	組の為・公務執行妨害	違う・覚醒剤など	違う・銃刀法	違う・傷害、薬物、火薬法	組の為・傷害など	違う・傷害など	入所なし	入所なし	入所なし	入所なし	入所なし
19. 組織の掟は厳しいか	建前は厳しい	厳しい	厳しい	当然のこと	建前は厳しい	厳しいが形式的	厳しい	厳しい	厳しい	建前は厳しい	厳しい
20. 離脱は自分の意思か	自分の意思	自分の意思	違う	自分の意思	自分の意思	—在籍	自分の意思	組幹部会の指示	自分の意思	自分の意思	自分の意思
21. 離脱形式	除籍	破門	上部団体破門	自分の意思で解散	破門	—在籍	除籍	処分なし	処分なし	除籍	破門・ところ払い
22. 離脱の切掛け	上部団体ともめた	睡眠時間が無い	獄中破門	上部団体の親分引退	兄貴の死	—在籍	子どもの誕生	親分の失踪	組内の諷い	親分代わり	借金肩代わり
23. なぜカタギになったのか	政治結社に興味	手に職持たない	止む無く	長期懲役	嫁と孫のため	—在籍	家族のため	家族のため	暴力に嫌気	子どものため	カタギになるしかなかった
24. 離脱に際しての障害	なし	なし・逃亡	獄中だからなし	なし	けじめ(断指)	—在籍	本家内イジメ	なし	元同僚の嫌がらせ	なし(移籍禁止)	指詰めの話もなかった
25. 離脱時点の将来不安	なし	なし	生活手段	将来の生活	離脱時は無し	一般人が受入れられない	他所での生活	将来の生活	仕事がない	なし	カタギで働いたことがないこと
26. 離脱時点で希求した支援	なし	なし	仕事の支援	なし・自信あった	就職支援	仕事の支援	開業資金の借入	なし	なし・家族援助	仕事の支援	組織の情報が欲しかった
27. 離脱後の拠り所	家族と仲間	仕事仲間	近隣友人	レースの仲間、教会	家族と近隣友人	地元友人	家族と仲間	家族	家族と教会	家族と近隣友人	家族と教会
28. 断指・文身	共にあり	なし	共にあり	共にあり	共にあり	共にあり	なし	なし	共にあり	共にあり	共になし
29. 現在の仕事	自営業	会社従業員	自営業	会社役員	無職	暴力団幹部	自営業	自営業	教会牧師	無職	教会牧師

Mは上級幹部、Bは無役の部屋住み（見習い）、Eは無役の若中、Jは無役ながら常盆の胴師であった（表1項目8）。

加入期間は、A（17年）、B（6年）、C（36年）、D（30年）、E（24年）、F（32年）、G（19年）、H（15年）、I（10年）、J（12年）、M（17年）となっており（表1項目7）、E以外、組織内地位は加入期間が長いほど高くなっている。なお、何れの被調査者も、自らの意思で加入している。

組織に所属していた理由は、A（義理人情の体現）、B（惰性）、C（その道しかない）、D（生活のため）、E（兄貴の支援）、F（任された仕事がある）、G（商売が楽しい）、H（兄貴がいい人）、I（男になるため）、J（男になりたい）、M（任侠道へのあこがれ）という多様な回答を得た（表1項目10）。

組織での生活に満足していたかという問いに対しては、部屋住みであったB以外すべての者が（満足していた）と回答した（表1項目9）。

組織での主なシノギと手取り月額を尋ねたところ、A（リフォーム業）、B（なし）、C（債権回収、賭博）、D（債権回収、賭博、風俗店経営）、E（債権回収、賭博）、F（債権回収）、G（テキヤ商売）、H（組長秘書）、I（賭博、債権回収、洋服屋など）、J（賭博）、M（みかじめ）という回答を得た（表1項目13）。シノギの中では「債権回収」が最も多く、それを暴力団に依頼する者が存在するという社会的ニーズが伺える。月の手取り額では、A（100万円以上）、B（20万円）、C（80万円以上）、D（100万円以上）、E（100～120万円）、F（50～300万円）、G（年間1200万円位）、H（100万円位）、I（150万円位）、J（100～200万円）、M（200～300万円）であり（表1項目14）、地位を問わず、100万円以上の収入を得ていた者が過半数を占める。

刑事施設入所回数については、A（2回）、B（3回・少年院、少年刑務所含む）、C（2回）、D（5

回）、E（5回）、F（5回・少年刑務所含む）、G（鑑別所）、H（なし）、I（鑑別、拘置所）、J（なし）、M（なし）であり（表1項目17）、首領級の入所回数が多いことが見て取れる。

なお、刑事施設入所罪名およびその入所が組織のためかという問いには、A（公務執行妨害など・組織の為1回）、B（覚醒剤など・違う）、C（銃刀法など・違う）、D（傷害、覚醒剤、実弾のみ押収で火薬法など・違う）、E（傷害など・組織の為1回）、F（傷害など・違う）、G（なし）、H（なし）、I（なし）、J（なし）、M（なし）であり（表1項目18）、首領級の者も含め、入所が組織の為になされた犯罪ではないケースが多くみられた。社会復帰の可否は、刑事施設入所経験の有無に関して違いは見られなかった。なお、「など」という表現は、被調査者が回想した罪名の全てを「答えたくない」というケースが散見されたため、そのような表記にした。

組織の統制＝規則の厳しさについては、A（建前は厳しい）、B（厳しい）、C（厳しい）、D（当然のこと）、E（建前は厳しい）、F（厳しいが形式的）、G（厳しい）、H（厳しい）、I（厳しい）、J（建前は厳しい）、M（厳しい）という回答が得られた（表1項目19）。これらの回答から、統制には、建前と実際の遵守実態との乖離があることがうかがえる。なお、本研究においては、組織の統制の強弱について、離脱意識との関係が見いだせなかった。

組織の首領や幹部を信頼していたか、その命令には従っていたかという問いには、A（信頼していた、命令をコントロールしていた）、B（信頼していた、従っていた）、C（信頼していた、従っていた）、D（信頼していた、従っていた）、E（信頼していた、従っていた）、F（信頼せんといかん、従わないかん）、G（信頼するよう努力、従っていた）、H（信頼していた、従っていた）、I（信頼し

ていた、従わないかん)、J (信頼していた、惰性・無条件ではない)、M (信頼していた、100%従っていた) という回答を得た (表 1 項目 11、12)。その他、談話データにおいて、B 以外何れの被調査者は「いわして (痛めつけて) こい」という傷害程度の命令は受けたことがある。J と M 以外の者は「殺人」に関しての命令は受けたことがないと回答した。ただし、J は待機中に命令撤回、M は対象の警備態勢強固のため実行に至っていない。F と I からは、親分に命令させたら親分が逮捕されるから、ヤクザは、命令が無くとも親分の心中を察して行動する必要があるという回答が得られた。

感情的・理性的な信頼関係が醸成されていないと、親分の命令に絶対服従することはできない。したがって、親分が交代したら、その支配服従関係が解消されることは、想像に難くないことである。

### (2) 社会病理集団在籍時の家族状況

「社会病理集団在籍時に結婚していたか」という問いには、全ての者が結婚していたと回答している (表 1 項目 15)。

「社会病理集団在籍時子どもはいたか」という問いに対しては、全ての者がいたと回答している (表 1 項目 16)。

ただし、G、H、I、M 以外の者は、社会病理集団在籍時の配偶者とは離婚し、新たな配偶者と内縁関係を築いていた。なお、何れの被調査者も、社会病理集団在籍時の配偶者との間に生まれた子どもとは継続的に連絡を取っている。

### (3) 社会病理集団離脱時の状況

ア) なぜ離脱したのか (離脱しようと思ったのか) —— 離脱に関していうと、組長 C と M 以外は、現役の F を含め、離脱を考えたことがあるか組織を自発的に離脱している。「離脱のきっかけ / なぜ離脱してカタギになろうと思ったのか」とい

う問いに対しては、A「上部団体ともめたから、政治結社に興味」、B「睡眠時間がない、手に職持ちたい」、C「獄中破門、止む無く」、D「上部団体の親分引退、長期懲役」、E「兄貴の死、嫁と孫のため」、F「在籍 (親分の代替わりで一時期辞めたが、後に復縁)」、G「子ども誕生、家族のため」、H「親分の失踪、家族のため」、I「組内の諍い、暴力に嫌気」、J「親分代替わり、子どものため」、M「借金の肩代わり、カタギになるしかなかった」であった (表 1 項目 22、23)。先行研究においては、配偶者の有無についての質問があり「配偶者の有無が離脱意思に与える影響」については測定しているものの、子どもの有無に関するデータが星野らの研究以外は見いだせない (星野ほか, 1982:32)。本調査では、E は子や孫と会えなくなるから組織復帰を思いとどまり、G は子どもができた時点で、J は子どものために離脱を主張している。このことから、社会病理集団から離脱する転機のひとつに、子どもの存在が大きいことが伺える<sup>17)</sup>。

イ) いかにか離脱したか——離脱に関しての処分において、「障害があったか」という問いに対しては、E、G に関しては離脱時の断指がみられたが、何れも強制ではなく、ケジメとして自らの意思で行っている (ただし、G に関しては、断指予定日の直前に親分死亡のため、実行には至っていない)。その他は、J の「他の組に移籍しないこと」、M の「組織内から指落としてケジメをつけるべきとの声もあったが、カタギにという条件で破門・ところ払いになった」という条件が見られる位で、特に離脱の障害になるような掟は見られなかった (表 1 項目 24)。

その理由を被調査者に尋ねたところ、A は「いまは指よりも金 (足抜け金)」と回答した。現在も組織に籍を置く F は「親分が離脱で指を強制したら、暴対法でパクられ (逮捕される) てまうやないか。ここらで (西日本東部) 離脱で指を強制す

るなんて話は、あんまし聞かん。もつとも、(不始末の) 処分で指いうんはあるが、いまのヤクザは、指詰める位なら、飛ぶ者、警察に飛び込む者が多いわ」と語った。

このFの話は、Fの先代親分の妻による回想からも裏付けされる。「うちの親分は(離脱する時)指を強制するいうんはなかったわ。親分『そんなもん、出汁も取れんで』よう言いよった。せやからうちも50年も連れ添えたんや思うで。いまはカタギになりたい言うて、指要求する組は余り無いんちゃうか……ただ、金はあるかもしれんな」と。

Fは離脱を考えた事があるが、離脱に至らず現在も組織に在籍している。その他は、次のような処分を受けて離脱している。A「除籍」、B「破門」、C「破門」、D「(組織)解散」、E「破門」、G「除籍」、H「処分なし」、I「処分なし」、J「除籍」、M「破門・ところ払い」である(表1項目21)。この内、C、H、Mは、自分の意思で離脱した者ではない。

#### (4) 社会病理集団離脱後の意識など

社会病理集団離脱時に知覚した将来不安につき尋ねたところ、A(なし)、B(なし)、C(生活手段)、D(将来の生活)、E(離脱時はなし)、F(一般人が受け入れない)、G(他所での生活)、H(将来の生活)、I(仕事がない)、J(なし)、M(カタギで働いたことがない)との回答を得た(表1項目25)。生業を持っていたA、とび職に弟子入りしたB、兄貴分から仕事を斡旋されたJ以外では、離脱後の生活不安が最も多くなっている。

離脱時点で希求した公的・私的支援としては、A(なし)、B(なし)、C(仕事の支援)、D(なし)、E(就職支援)、F(仕事の支援)、G(開業資金の借り入れ)、H(なし)、I(なし・家族援助)、J(仕事の支援)、M(生命の危険を感じていたので、組織の情報が欲しかった)であり(表1項目26)、生活基盤安定のために仕事探しの支援が最も多く

見られた。

なお、被調査者の現在の職業は、A(自営業)、B(Aの会社の社員)、C(自営業)、D(地元の建設「会社役員」)、E(無職)、F(暴力団幹部)、G(自営業)、H(自営業)、I(教会牧師)、J(無職)、M(教会牧師)となっている(表1項目29)。このことから、首領や幹部級の者は、何れも離脱後に安定した職に就いている一方、首領や幹部以外の者は、無職者となる傾向にある。

ただ、ここで注意を要するのは、無職となっている者の内、E、Jは何らかのシノギを行っていることである。とりわけ、Eは、2014年8月11日に、廣末とのトラブルの話し合いのために面談した際、夫婦共に覚醒剤中毒の症状が顕著にみられた<sup>18)</sup>。E夫婦は、覚醒剤の販売と乱用のため、JやAの地元グループから追放されたという。

最後に、被調査者の離脱後の拠り所について尋ねたところ、A(家族と仲間)、B(仕事仲間)、C(近隣友人)、D(オートバイ・レース時代の仲間、教会)、E(家族と近隣友人)F(地元友人)、G(家族と仲間)、H(家族)、I(家族と教会)、J(家族と近隣友人)、M(家族と教会)となっており(表1項目27)、離脱後の被調査者の拠り所として、家族社会と近隣友人が重要であることがわかる。

## VI. 考察

以上の調査結果から、「なぜ離脱したか」という点を見ると、離脱の転機は、親分の代替わり等いわゆる上司の交代に関するものが一番多く、D、E、F(破門後復帰)、G、H、Jとなっている。なお、本研究データを見る限り社会病理集団在籍年数と離脱には関係が見いだせない。ただし、親分や上司(兄貴分)との関係は密であり、親分の命令には従うという者が殆どであった。このことから、親分の代替わりが、転機となり、自分の人生を再考する機会となっていることは首肯できるのであ

る。

なぜカタギになったのかというカタギ転向理由は、家族のため（子ども）を理由として挙げた者が最も多く、E、G、H、J、となっており、先行研究の結果とは異なっている。たとえば、星野らの研究では「子供のいない者、一子だけある者、二子以上ある者の間に、社会復帰率の目立った差異は見られなかった」とある（星野ほか,1982:32）。

カタギ転向理由を裏付けるものとして、離脱者の離脱後の拠り所として家族を挙げた者はA、E、G、H、I、Mの6名と最も多かった。この点は「職や配偶者といったように、非合法活動にことにより失うものの存在が、犯罪組織との関わりを絶ちたいという意思に影響を与えているようであった」という菊池の示唆、あるいは「離脱することが多いのは、運転手・技能工などとして社会復帰したい……あるいは家庭中心の生活をしたい、としている者である」という星野の指摘を肯定する（星野,1974；菊池,2011）。

滝本も、平成11年から12年（1999~2000）にかけて、法務総合研究所研究部が、全国のB級施設受刑者を対象とした調査<sup>19)</sup>を受け、次のように主張し、家族の存在が社会病理集団の離脱に影響を及ぼすことに言及している。暴力団に所属し「犯罪に手を染めれば、それに関連して、怪我をしたり、命を落とすおそれもある。組に加入していることによって生じるこのようなマイナス要素は、我が国のような平和な社会にあっては相当に大きな精神的負担である。彼らとて、平和で安全な暮らしを望まないはずはない。それなりの収入が得られれば家族ともども平和に暮らしていきたいと考えるのは人情であろう。T・ハーシの言をまっまでもなく、そのような心理状態は、年をとって、扶養家族など守るべきものが増えれば増えるほど強まっていくだろう」と（滝本,2003:54-55）。菊池研究では配偶者、星野研究では家族、滝本の研究

では扶養家族が社会病理集団離脱の一要因であるとのことであるが、本研究結果を見る限り、厳密に言えば、扶養家族のうちでも子どもの存在が、離脱という転機において重要であった。

「いかにして離脱したのか」という点に関しては、伝統的な指詰めによってケジメを取られるケースは少ない。被調査者の中で指詰めをした者は、E、G（親分の死によって中止）のみであり、何れも自ら進んでケジメを取るために指詰めをしている。先述した、現在組員のFのデータから（11頁）も、暴力団対策法が、社会病理集団離脱時の指詰め強要等の抑止力になっていることが伺える。

したがって、組織の規律の厳しさの程度により、離脱傾向が異なるという傾向は、本研究ではみられなかった。ただ、Gが所属するテキヤ上部組織では、組員に「金も与えず、厳しくかつ忙しさをさせておいて洗脳し、考える時間を与えない」から、離脱を検討する余裕がないという回答を得た。

それでは、なぜ、被調査者が指を詰めたのか（詰めようと思ったのか）という点につき、尋ねたところ、Eは「（離脱したことに）文句を言わさんようにケジメ」、G「借金は全部返すばってん、これは自分のケジメ……よく、親分が言うとなん『おれたちン頃は、指くらい詰めよった。お前ら、そげな覚悟あるとや。いや、指せい言うんやないけどな』ちゅうてな、腹立つやんか」と言う回答を得た。このことから、現在の離脱時点における社会病理集団において伝統的制裁と思われていた指詰めに関しては、強制されることは稀であり、むしろ、離脱者本人の面子を保つための自己犠牲的行動とも受け取れる。離脱時の制裁の有無については、星野による先行研究でも同様の傾向がみられることから、離脱時の指詰めなどの制裁は、社会病理集団ではなされておらず、専ら、離脱者の面子によるものと考えられる（星野,1974:82;星野ほか,1982:33）。

離脱者の社会復帰に関しては、首領級の者は、AやDのようにカタギで仕事をする自信があったというケースや、昔の仲間が支援してくれて花屋を開業したC、組織が離脱を勧め会社を紹介して就職させたH、地元知人の支援を受け学校に通い牧師になったI、Iの教会に通い学校を卒業して牧師となったMは、何れも社会病理集団在籍時に首領か幹部である。この点は、Iの回想に見られるように、社会病理集団在籍時に将来のことを考えていたか否にも関わってくるようである。すなわち、組長か幹部の者は、一定の蓄えが可能なのである。Iによると「僕は、20位の時か、ヤクザには二種類ある思うたんですわ。金ない、逮捕されて懲役行くオラオラ言うだけのヨゴレ・ヤクザと、将来のこと考えて日銭儲けして有事に備えて蓄える、しっかりしたヤクザが居るとね。僕の場合は、後者を目指しましたわ。せやから、日銭稼いで貯めよった」と言い、現役時代にブティックと弁当屋の売り上げ分を毎日3万円貯金し、組で得た非合法な金はボーナスであったという。しかし、一方で、社会病理集団在籍時に無役であったEやJは、そうした備えはしていなかった。カタギとして生きるため、離脱後は慣習的な職業社会で働かざるを得ない状況であるが、断指や刺青から一見して元組員と分かるから就職は困難である。したがって、慣習的職業社会において得られる仕事は、あったとしても日雇い等と不安定であり、所得も少ないため、生きるために、アウトローとして違法なシノギを行わざるを得ない状況にある。

このことは、Eのデータによると次のような指摘があった「ヤクザ辞めても行くところないから、辞めた者は周辺者になるケースが見られるんですわ。それを、組に籍入れんと、仕事さすようなケース増えてるんですわ。そうすれば、パクられても組に損害かけへんですやろ」と。あるいは、Jによると、「まあ、ヤクザ辞めたもんが真っ当な仕

事就けんわ。大体、やるこというたら、品物（覚醒剤）、偽造<sup>20</sup>、窃盗（自動車盗）、詐欺というようなシノギしてるわ。せやから、ワシが紹介する元職の連中に、今のシノギは尋ねんでな。まあ、聞いても言わん思うがな」と言い、社会病理集団離脱者の違法なシノギによる生活を示唆した。

このような問題については、NHK 特報フロンティア（九州・沖縄版）2014年4月4日放送で「暴力団消えた1万人～“離脱者”はどこへ～」として、暴力団組織離脱実態につき、匿名の離脱者に対してインタビューが行われた。なぜ組員の離脱を許すのか。そこには、暴力団側の更なる思惑があったとして、以下のような談話が紹介された。

「ある暴力団幹部が、そのからくりを明かした。まず、暴力団の息のかかった人間を社会に潜り込ませ、資金を獲得させる。組員になってしまうと、自分たちと同じ立場になり動きづらい。『代紋を持たせずに俺たちがケツを持って、登録させずに仕事をさせて上に収入を上げてもらう。』暴力団は、組員を組織とは関係のない存在に仕立て上げ、水商売や客引きをさせる。取締りの網を逃れて稼いだカネが、組へと流れ込む。警察の摘発を受けた時は、組とは関係ないと切り捨てる。これこそが暴力団を守る形だという<sup>21</sup>。

この談話データは、被調査者Eの主張を裏付けるものである。すなわち、表面上、暴力団の組織の肩書を消した上で、周辺者としてシノギをし、その中から、一定の金額を組織に上納するというものである。この方法は、警察の摘発から暴力団の組織を守り、効率的に資金を獲得することができるのである。たとえば、Eのケースにおいても、元所属していた組のシマ内で、覚醒剤の売買や濫用をすることは、組織の掟に照らして違反行為であるが、組織の共生者<sup>22</sup>としてなら、そのような行為に咎めだてするものはいないのである。

さらに、Fが所属する組織の元親分の夫人（72

歳)は、暴力団離脱者につき、次のように述べ、離脱後の彼らの危険性を表現した。「ヤクザ辞めた者に、義理も人情もへったくれもないで。カネしかない。カネになることやったらなんでもする危険な連中や……法律は締め付けすぎやで」と。

こうした社会病理集団離脱者の非合法活動傾向は、星野による先行研究においても指摘されている。それはたとえば、離脱後も、1/2 ほどは無職であったり、個人的に非合法活動に従事したりしていると考えられるという記述にみられる(星野,1974:96)。しかし、一方で、「社会復帰率の比較的高いのは首領と組員であり、幹部の社会復帰率は低い」という点については本研究では異なるデータが得られた(星野ほか,1982:30)。確かに、首領は経済的に余裕があるから、組長であったA、Cは自営業を、Dは地元の建設会社役員としてカタギ復帰している。しかし、幹部であったH、I、Mも社会復帰している。今回の調査で、成功的に社会復帰ができていない者は、この星野らの研究とは異なり、組員のEとJであった。

この社会復帰できるか否かの分節化は、星野らの研究における示唆、すなわち、暴力団離脱者が職業生活を開始するには、自営業を始める場合、組員時代の合法的職業を継続する場合、縁故者の紹介によって雇用される場合の三通りがあると考えられるというものが肯定される(星野ほか,1982:38)。

しかしながら、本研究のデータをみると、心を入れ替えて社会復帰の意思を持ちながらも、Eの場合は、縁故者が不在であり、複数の断指や刺青から日雇いの肉体労働しか仕事がない状態であった。さらに、日雇いの現場では「怒りで身体が震える」イジメにあい、夫婦で覚醒剤濫用に走り、社会復帰過程において挫折を経験している。Jの場合は、10年ほどは建築現場でサラリーマンとして勤務していたが、元ヤクザということで肩身が

狭いこと、自分の社会的立場が好転しないことに加え、前妻との夫婦関係の冷え込みなどの複合的な要因から、再び非合法的シノギの道を模索するに至っている。何れも、調査時点では非合法的活動に従事しているが、それは、社会復帰に失敗した結果であり、非合法活動による金儲けが離脱の目的ではないことには注意が必要である。

本研究で得られたデータは、「組織存続の為に止む無く離脱」した、あるいは「兄貴分が他界」したから、「親分の交代・失踪」、「子どものため」などを理由とする離脱である。いずれも、シノギを続けるために意図的に為された離脱ではない。確かに、被調査者から、先述したような、シノギを続けるために離脱を装って組織との関係を隠すケースがあることも指摘されている。しかし、このような偽装離脱を離脱として捉えることには無理がある。この点については、稿を改めて論じる必要があるが、偽装離脱により、社会病理集団の共生者として非合法活動を行う被調査者からデータ収集を行うことが困難であることは想像に難くないのである。

最後に、興味深いこととして、社会病理集団離脱者の地元志向の強さである。離脱時に組織から飛んだB以外は、全ての被調査者が生まれ育った地元で生活しており、現在の拠り所として近隣知人や友人を挙げている。実際、Aは、毎日老婦人が経営する居酒屋に仕事後に顔を出しビールを飲む。また、駅前の商店主などとも気さくに世間話をしてきた。Cは近隣の一般人の知り合いと会うと「おっちゃん元気」などと、親しげな挨拶を受けていた。Jなどの家にも、地元の中学時代の先輩が「風呂に行くぞ」と言って訪ねてきたり、「お前ら最近マジメに生活しとるか。また変なことしてへんやろうな」などと説教する光景に幾度も出会ったことがある。現役組員のFも「13歳から住んでいる地元に離れたくない」と言う。

被調査者の多くは、地元の社会病理集団に加入していた。それゆえ、地元に住み続けるためには、F や J が指摘するように、組織に損害を与えるような「下手な辞め方」は出来ないのである。

筆者が見る限りにおいて、離脱者の地元の知人や住民は、社会病理集団離脱者にとって一種の社会関係資本であり、それは、インフォーマルなコントロールを彼らに対して与えているように見受けられた。それはたとえば、X による以下のような発言にみることができる。「シャブとか、もうできんわ。シャブやったら直ぐにわかる。うちら、地元に住れんごとなつてまうで」と。実際、被調査者の一人である E 夫婦は、覚醒剤の濫用が原因で、この地元グループから放逐されている。

X の発言や A、C、I 等のデータをみると、社会病理集団からの離脱が成功的に行われている者は、彼らの地元住民が離脱者を受け入れていることである。X の言からも伺えるが、彼らは地元住民のインフォーマルなコントロール下に置かれており、覚醒剤の濫用などはできないのである。そうであるなら、社会復帰の協力者となる人は、主として、家族や親戚、および警察の担当官などの法執行機関の職員であるという星野らの主張に加え、近隣社会の住人という協力者を指摘し得るのである（星野ほか、1982:34）。

## VII. 本研究における理論的視座の検討

### 1. ライフコース・パースペクティブ

以上、社会病理集団離脱者から得たデータからは、社会病理集団加入期間における出来事、あるいは、結婚や妻の出産などライフコース上の転機を経験することによって、彼らの意識が変わり、それまでの主たる帰属集団である社会病理集団から離脱し、ほとんどの者が、彼らの生育してきた地元において、新たな帰属集団において方向転換し、カタギとして生きる道を踏み出すための転機

となっているとみることができる。

そうであるなら、過去からの転機、過去の犯罪的道筋からの方向転換という視座を有する理論、すなわち、 Sampson=ラウブの「年齢によって段階づけられたインフォーマルな社会統制理論 (a theory of age-graded informal social control)」<sup>23)</sup> の視座から、本研究で得られたデータとの整合性につき、議論を試みる必要性が認められる (Sampson=Laub,1993)。

Sampson=ラウブは、ライフコース・パースペクティブのアプローチ<sup>24)</sup> を犯罪学に応用、グリュック・データ<sup>25)</sup> の再分析に基づき、「年齢によって段階づけられたインフォーマルな社会統制理論」を提唱することで、発達段階別に犯罪発生のメカニズムを説明した。

この理論は、犯罪や非行が生じるのは、人々を遵法的行動へとつなぎ留めている「社会的絆」が弱まったときであるとする T・ハーシ流のコントロール理論<sup>26)</sup> を踏襲しているものの、そうした社会的絆が、発達の過程で、ダイナミックに変化する可能性を主張し、これによって犯罪経歴の「持続と変化」の両面を説明できるとする点に特徴がある (原田,1999:403-404)。

### 2. 年齢によって段階づけられたインフォーマルな社会統制理論

Sampson=ラウブの研究<sup>27)</sup> は、1993 年に著した『犯罪の生成—人生の道筋と転機』において「年齢によって段階づけられたインフォーマルな社会統制理論」を展開した。これは、ライフコースにわたる持続性と変化を認識し、児童期の反社会的行動、青年期の非行、成人期前期の犯罪行動を理論的に説明するものである。この理論では、コントロール (社会統制) 理論の命題である「社会との紐帯が弱まったり切れたりする場合に、犯罪・逸脱の可能性は高くなる」という主張を、理論構築の礎として用いている (Hirschi,2002:75;

Sampson=Laub,1993:65)。その上で、ライフコース・パースペクティブにしたがい、年齢に基づく個々人のライフコースを識別し、様々な社会統制制度が生涯で変化することを論ずる。フォーマルな制裁の意図が犯罪統制して為されるのとは異なり、インフォーマルな社会統制は、家族、学校、労働での関係や結びつきを通して確立される副次的役割関係の結果として現れると主張する (Laub=Sampson, 1993:303)。

年齢によって段階づけられたインフォーマルな社会統制理論は、労働、結婚等といった正のターニング・ポイントを経験することによって得られた、インフォーマルな社会統制の役割を重視するものである。それは社会における重要な他者との関わり、すなわち、親と子ども、教師と生徒、雇用者と従業員など、人生上の発達段階において個人と社会とを結びつける関係であり、「社会関係資本 (social capital)」として表現されている (Sampson=Laub, 1993:140-141)。

社会関係資本とは、その機能によって定義づけられるものであり、社会組織の一面を構成し、そのユニット内における特定行為の促進という2つの共通要素を有する存在である。物質的・人的資本同様、社会関係資本には生産力があり、それが欠如する場合には困難であると考えられる目的の達成を可能とする (Coleman,1988:98)。社会関係資本が欠如すると、社会紐帯は弱体化する。 Sampson=ラウブの理論では、個人、家族、雇用者、その他社会的行為者が築く社会関係の特性を識別するために用いられている (Sampson=Laub, 1993:140-141)。

一方、安定した社会関係資本は、強い社会紐帯から得られるものであり、人生の移行を通じて変化する際に用いられる社会的・精神的資源となる。さらに、社会関係資本の概念を用いることで、非行・犯罪行動に従事するプロセスをも示唆する。

すなわち、非行・犯罪を行う他者や、負の社会制度 (非行サブカルチャー) との紐帯が強いほど、そのような行動に従事する可能性は高まる。このように、社会関係資本やインフォーマルな社会統制というものは、個人と社会構造を結びつける機能を有しているため、個人の行動の変化を説明する際に重要な役割を果たす概念であるといえる (Sampson=Laub,1993:18-19)。

Sampson=ラウブによると、遵法的社会への同調に至る道筋は、成人期への移行をなす就職、結婚などといった重要な社会統制制度により修正されると主張される。年齢によって段階づけられたインフォーマルな社会統制理論は、多くのライフコース研究が、単に結婚や就職といった出来事の発生やタイミングを重要視するのとは異なり、移行による社会紐帯や社会関係資本の変化が、行動を変化させる要因であると主張する<sup>28)</sup> (Loeber = LeBlanc,1990:430-432)

この成人期の社会統制は、親や学校による直接的統制ではなく、他者への義理や自制といった内在的統制を生じせしめる相互依存システムが重要となる<sup>29)</sup>。内在的統制は、犯罪性向を犯罪行為へと転化することに対し、障壁となるのである。なぜなら、犯罪経歴に関係なく、犯罪の抑制は、労働や家族生活のなかで投資された社会関係資本の蓄積に依存しているからである。このことから、 Sampson=ラウブの理論的視座における、人生後期の犯罪・逸脱の開始と、犯罪終了を説明するポイントは、社会関係資本と相互依存システムが相互関係にあり、ともに個人と社会制度との間に存在する社会紐帯内に埋め込まれていることである (原田、1999:405;Sampson=Laub,1993:141)。

以上のことから、年齢によって段階づけられたインフォーマルな社会統制理論の成人期の理論命題として (成人期に形成される社会紐帯や社会関係資本から生じるインフォーマルな社会統制が、

従来の犯罪性向の差異とは関係なく、犯罪行動の変化を説明する)が提示される(Sampson=Laub, 1993:243-245)。

## VIII. 本研究の成果と課題

本研究は暴力団をはじめとする社会病理集団の離脱実態に焦点化した研究である。したがって、被調査者のライフコース全体を俯瞰して分析することは割愛し、必要な範囲で検討する。

本研究で得られたデータをみると、被調査者の多くが青年期から非行や犯罪を繰り返し、刑事施設への収容を経験することで、慣習的職業社会からの孤立と、社会的紐帯の弱体化を経験している。被調査者の拠り所は主として社会病理集団組織であった。しかし、全ての被調査者は結婚を経験し、半数以上の者は、子どもができたこと、あるいは刑事施設への長期収容、親分など上司の変更、破門という出来事を、暴力団を離脱するターニング・ポイントとして経験しているのである。現在の社会病理集団離脱に際しては、データを見る限り、特に障碍はみられない。しかし、そうはいつでも、離脱をしたものの、首領・幹部級の者を除き、彼らが慣習的職業社会での再スタートを切るには、経済的にも余裕がなく、不利益は累積しているように思える<sup>30)</sup>。社会病理集団を離脱した被調査者のおかれた状態が直面する問題は、結婚することで、家族という最低限の社会関係資本は有するものの、安定した就業が困難であるということである<sup>31)</sup>。星野らが指摘するように、慣習的職業社会での就業は、社会病理集団離脱者の社会復帰における重要な要素である。社会病理集団離脱者の職業生活に関して第一義的に重要なことは、彼らが「かたぎ」の職業に就業できるかということ自体であり、社会復帰の成否も、これにより大幅に左右されるということである(星野ほか,1982:37)。「かたぎ」の職業に就業する方法は、

①自営業を始める場合、②組員時代の合法的職業を継続する場合、③縁故者の紹介によって雇用される場合の三通りがある(星野ほか,1982:38)。本研究のデータをみると、①はC、I、Mのケース、②はAのケース、③はB、D、Hのケースである。なお、離脱後も「かたぎ」の職業に安定的に就業できなかった者、すなわち、EやJのようなケースでは、一旦は心を入れ替え「かたぎ」の職業に就いたものの、様々な社会的諸力の影響を受け、非合法的なシノギの継続を余儀なくされるに至っている<sup>32)</sup>。

さらに、社会病理集団離脱時にBのような不名誉な辞め方をした者<sup>33)</sup>以外は、生れ育った地元に戻っている。離脱者は地元の友人や知人を拠り所として挙げる者が多くみられた。しかし、そこでは、社会病理集団在籍時の悪癖、たとえば覚醒剤の摂取や売買などを公然と行くと、Eのケースにみられるように、近隣住民や仲間から非難を受け「地元で居られなくなる」のである。このようにみると、地元の友人や知人は、社会病理集団離脱協力者として、社会関係資本としての機能を有していると考えられる。

以上、離脱実態のデータは、年齢によって段階づけられたインフォーマルな社会統制理論命題、すなわち(成人期に形成される社会紐帯や社会関係資本から生じるインフォーマルな社会統制が、従来の犯罪性向の差異とは関係なく、犯罪行動の変化を説明する)と整合性が見いだせる。ここでいう成人期に形成される社会紐帯や社会関係資本とは、本研究のデータを見る限り、凝縮性が高く成員の紐帯が強い家庭であり、安定的な仕事と近隣社会とみなすことができる。したがって、社会病理集団からの離脱に関しては、以下のように仮定できる(成員の紐帯が強い家庭や安定した仕事、近隣社会関係といった社会関係資本から生じるインフォーマルな社会統制が、従来の犯罪傾向の差

異とは関係なく、社会病理集団からの離脱を説明する)と。

菊池研究でも、この仮定は肯定されている。それはたとえば、年齢によって段階づけられたインフォーマルな社会統制理論の理論的視座を受け、暴力団に関する政策的提言としてなされた以下の示唆にみることができる。「配偶者のある者に離脱意思を持つ者が多いことを示していた……海外の縦断的研究においても、結合力の強い結婚や安定した雇用が遵法的生活を回復させることが明らかになっている (Laub=Sampson,1993)。したがって、就職支援とともに、一般の人との社会関係の保持や安定した生活様式の確立のための生活指導は、犯罪生活からの脱却に効果的であると考えられる」と (菊池,2011:116-117)。

以上、本研究で得られた限定的なデータを、年齢によって段階づけられたインフォーマルな社会統制理論の視座から検討を加えた。ここで議論して得られた知見は、暴力団離脱実態の一端を明らかにしたものの、一般化の議論を行うことは念頭に置いていない。とりわけ問題となるのは、工藤會の取締りの強化に伴い、当初予定していたF市内におけるデータ収集が困難となり、O市内のデータが大半を占める結果となったことである。今後は、地理的、年齢的に広範囲の離脱データを収集し、計量的分析をも含めた検討が必要であろう。ただ、そうはいっても、本研究が、社会病理集団離脱を采配した親分、離脱した幹部や若中等、経験者の回想から、リアリティある暴力団離脱実態を明らかにしたことは、一定の成果であるといえる。以下では、本研究で得られた知見から示唆される政策的なインプリケーションを予備的に検討する。

#### Ⅷ. 本研究結果が示唆する政策的含意

我が国の社会病理集団の離脱に関する政策的提

言としては、刑事施設における離脱指導の推進、職業支援の充実、一般人との社会関係の保持や安定した生活様式確立のための生活指導などを念頭においている。最新の研究をみても、社会病理集団離脱に資する理論的視座として、 Sampson = ラウブの年齢によって段階づけられたインフォーマルな社会統制理論が引用されている (菊池, 2011:116-117)。

一方、海外におけるギャング離脱支援プログラム<sup>34)</sup>をみると、オタワでは、2011年秋、ヘイスティングスらにより、“Leaving Criminal Youth Gangs: Exit Strategies and Programs”として、16歳から25歳のCriminal Youth Gangs(CYGs)を対象とした離脱支援プログラムがまとめられている (Hastings, et al., 2011)。

このプログラムにおいても、その根底には、年齢によって段階づけられたインフォーマルな社会統制理論の考え方が存在する。「犯罪学の領域における最も重要な発達は、個人のライフコース上の犯罪を考察してきたことであった。そこでは、個人の犯罪への関与を比較して、開始、連続、断念というピリオドを重視」しており、ギャングにおける犯罪行動の断念は、個人の内面と直接的環境という通常要因の組み合わせの結果であるとして、 Sampson = ラウブの理論的主張を支持している (Hastings, et al., 2011:4)。それは主として、発達上のプロセスとしての断念 (e.g., Laub = Sampson,2003)、合理的選択の結果としての断念 (e.g., Laub = Sampson,2003)、社会的紐帯と制度の結果としての断念 (Laub = Sampson,2001,2003; Sampson = Laub,1993)などである (Hastings, et al., 2011:4)。

ヘイスティングスらは、オタワのギャング離脱政策として、他のギャング離脱プログラムを調査検討<sup>35)</sup>し、離脱介入の糸口、実践法に関して政策的提案を行っている。

まず、問題点として、ギャングからの離脱は、メンバーシップの根本の原因及び多大な障壁に立ち向かい、克服することを必要とする。根本の原因とは本人の性格における攻撃性や活動亢進性、社会性及び認識能力の低さ、反社会的態度や問題行動、幼少期における暴力性、学業不振などの個人的な要因を含むものである。非行仲間との交流や関与、下層階級の近隣や学校、崩壊家庭、社会性の欠如という危険要因が、ギャング関与への第一歩となる (Howell,2005 ; NCPC,2007)。

ギャング離脱の障壁は、他のメンバーによる報復への恐怖<sup>36)</sup>や、友人やギャングとの絆を断ち切り拒絶しなくてはならないこと、教育及び雇用に向けた職業訓練の不足を含んでいる。加えて、ギャングの一員であったという過去や犯罪歴は、ギャング離脱後も個人の人生につきまとう。青少年の生活に危険要因と障壁があればあるほど、ギャングから離脱することは困難となる (OJJDP, 2000)。

主要なギャング離脱プログラムの主な目的は、支援対象者をギャングに関連する人物やギャングそのものへの所属から、より社会的な生活へ軌道を修正することにある。

個人レベルでは、そのプログラムは、社会性及び認識能力、自尊心の向上、自己葛藤の克服能力の習得、より強固な自己同一性及び自己コントロールの行動管理、より積極的で前向きな選択能力の発達を促進することを目的としている。家族レベルでは、家族の成員との健全かつ前向きな関係を促進することを目的としている。学校レベルでは、学業成績の改善、反社会的態度を有する仲間からの離脱を促進する。共同体レベルでは、青少年が共同体に積極的に貢献できるよう促すと同時に、共同体組織における統合、連携不足による問題や、ギャング関与者を対象とするための資金及び情報不足の問題改善に努める。

ギャング離脱障壁対処に関して大半のプログラムは、青少年のよりよい目標達成のために教育的、職業的な訓練プログラムを提供することに焦点を当てている。他では、ギャング集団、ギャングに関係する仲間から距離を置くため、青少年がギャングを通じて希求したもの、すなわち、支援的關係や挑戦的行動、所属できる場所を提供することで離脱障壁に対処している (Hastings, et al., 2011:7)。

こうした離脱プログラムの目的や様々な障壁克服の方策を検討し、ヘイスティングらのギャング離脱研究において、オタワ市の青少年ギャング離脱介入の鍵となる要素は、以下のように示されている (Hastings, et al., 2011:9)。

#### (1)ギャング離脱者の安全な場所の提供

ギャングメンバーたちは、もし、彼らや彼らの家族の安全が危険にさらされることがないならば、ギャングを去ることを厭わないかもしれない。ギャングを去ることで安全を感じる者もいるが、報復を恐れ安全な場所を望む者もいる。

#### (2) 個人的なカウンセリングおよび認知行動発達

ギャングメンバーの生活は、様々な問題によって特徴付けられる。その全ては、個人の心理状態に影響を与え、ギャングからの離脱をより困難にする。彼らの態度を変えるためのプログラムやサービス、そして、彼らの諸問題に対処することは、彼らのギャング離脱の意向に前向きな影響を及ぼしてきた。既存の離脱プログラムの大多数は、青少年に性格の変化や積極的な発達の機会を提供するように努めてきたことを報告している。実際、ほとんどの介入において、個人的言動や社会的問題を取り扱うことを目的とし、認識能力の発達や、自己コントロールと自己改革の内容に焦点を当ててきている。

#### (3)教育・職業訓練と雇用機会

金銭を稼ぐために違法ではあるがギャングに加

入する青少年もいる。多くのギャングメンバーたちは、最低賃金を上回るだけの賃金収入のためにでも喜んでギャングから離脱する。それゆえ、彼らに教育向上と職業訓練の機会を提供することは、ギャングメンバーをギャングから離脱させる支援において重要な役割を担うものと考えられる。ほぼ半数のプログラムは、ギャングに關与している青少年に、教育や訓練、雇用プログラムを利用できる機会を提供したことを報告している。他のプログラムでは、補修的教育、生活指導、職業訓練サービス、そして、雇用者との支援的関係の発達を促進する相談、助言の機会を提供した。しかしながら、実際の雇用機会をギャングから離脱した青少年に継続的に提供し続けたプログラムは他の地区の例を見てもごく僅かであった。

#### (4) ピアメンタリング

ピアメンタリングプログラムは、類似した経験の共有や、互いの現状の確認、そして他のグループのメンバーに対して、自分が有益であると感じるような高い自尊心を培うことを助けるものである。支援的な雰囲気における衝突の経験は、仲間が行動的な反応に挑戦したり、新しい言動の採択を支持することを助けるものである。受け入れと仲間意識の感覚は、この過程で発達する。さらに、ピアメンタリングは、ギャングメンバーたちに、ギャングのライフスタイルに別れを告げることを選択した人物から学ぶ機会を提供する。

#### (5) 健康の社会的決定要素への対処

いくつかのプログラムとサービスは、健康の社会的決定要素（人々の健康状態を規定する経済的社会的条件）の増加と、青少年が安全にギャングから離脱し、より大きな共同体の中で、成功的に生活できるよう支援に努める。当該プログラムは、精神衛生、健康管理、薬物乱用の治療および刺青の除去等の形で、個人的なサポートを提供したことを報告している。家族のサービスでは、向社会

的關係の改善や家族カウンセリングを受けられるよう尽力している。最終的に、生活指導の発達支援は、住宅照会、法廷出席、刑事裁判の支援、そして、食糧および所得支援のニーズを含むものである。こうしたサービスは、刑事司法制度当局者、青少年のための機関、学校、宗教的奉仕活動グループおよびその他の組織によって提供されるものである。

#### (6) 抑制

多くのプログラムが両者の要素を統合させるが、これらの方策は、強制的もしくは抑一的なものである。強制的方策としては、逮捕、刑罰、ギャングメンバーから隔離することなどが含まれる。抑一的抑制の方策は、青少年がギャングのライフスタイルから離脱することを促進するための和解交渉と併せて、地域政策をも含むものである。

以上の離脱介入の鍵となる要素は、a)ギャングメンバー個人を対象とした介入、b)ギャングを対象とした介入に応用される。

##### a)ギャングメンバー個人を対象とした介入

ギャングメンバー個人を対象とした介入では、3つの基礎的なアプローチが用いられている。まず、個別管理アプローチの下、ギャングに關与している各人はスクリーニング検査を受け、それぞれ、低、中、高の危険度別にカテゴリー化される。中、高危険度の者はプログラムを受けなければならない。そこから、綿密な査定が行われ、各自の保護的要因及び危険要因を確認し、介入プランは各自のニーズに適合される。個別的な管理アプローチは、継続される過程で、必要に応じて参加者の進展の監視や再評価及びサービスの修正を含んでいる

次にアウトリーチプログラムとして、福祉ワーカーは、安全にギャングから離脱する方法についてギャングメンバーと相談し、両親、妻、恋人、仲間や警察と協働して問題に取り組む。彼らは、可能な教育や職業訓練プログラムについても助言

を行う。青少年福祉ワーカーは、危険の際には助けを求められ、紛争を解決する仲裁人として行動する場合もある。さらに、個人のギャング介入の枠を超えているものを対象とするアウトリーチプログラムも存在する。共同体アウトリーチプログラムは、教育、地域福祉機関、司法アウトリーチプログラム、青少年犯罪プログラム、さらに、彼らの家族を支援する家族アウトリーチプログラムを提供する。

最後に、グループセッティングアプローチにより提供されるプログラミングの下、ギャング離脱者たちは、各自がネガティブな行動パターンを探り、生活および社会的スキル発達を促す集中的なワークショップに参加する。小規模のグループミーティングとピアメンタリングは、ギャングに関与している青少年たちが、より前向きなライフスタイルに向かうように促す。プログラムは、向社会的グループプログラム活動のような娯楽的な形式をとる可能性もある (Hastings, et al., 2011 : 10)。

#### b)ギャングを対象とした介入

ギャングを対象とした介入アプローチは、ギャング問題および地元の方策とサービスの徹底的な調査から始まる。目標は適合する戦略構築と共同体動員の強化、組織的な改革と発展にある。これは計画、強化、新しい機会や、ギャングに関与しているか、もしくは危険な状態の青少年のための現存する支援組織へのつながりをつくるため、プログラムと機関内、機関間のサービスを調整するため、地元住民や青少年及び共同体グループ、市民リーダーと各機関の組織化を図ることを伴う。目的は、地域機関の「問題解決」アプローチチームを通じての、ギャング問題へのより効果的な対処と、地域機関及び機関間の方策において、最も効果的な利用法を確実にすることにある (Hastings, et al., 2011 : 10)。

ギャング離脱を支援するためのこうしたプログ

ラムにおいて、ギャングとの絆を断ち、法を遵守する市民として、社会に成功的に復帰する支援や、その促進を目指す離脱介入施行のため、サービス機関が一丸となって働きかけを行うことが重要である。実際、多くのプログラムがギャングの離脱対策施行のために、よりチーム指向のアプローチを達成させるため、共同体及び草の根的組織、並びに法施行、司法機関、学校システム、青少年サービス機関、雇用者及び社会福祉機関のような組織ネットワーク間の連結を必要としていると報告している (Hastings, et al., 2011:11)。

これら一連の施策は、社会関係資本の投資という点に重点が置かれており、津富による政策的主張を肯定するものである。すなわち、非行・犯罪者の処遇とは、本人の年齢を考慮し、最も重要な社会制度を見極め、その社会制度における人とのつながりを増すべく、社会関係資本を投資することである。非行犯罪者は、犯罪や非行を行うこと自体においてレッテルを付与され、社会から隔離されやすい存在である。そのため、社会関係資本の積み立てにおいて、どうしても不利にならざるを得ない。その不利を補い、マイナスをプラスに転じる処遇こそが、再犯を減らすことにつながるのである (津富,1996 : 106)。

我が国で為された最新の離脱研究知見に基づく、社会病理集団対策への政策的提言としては、菊池による次のようなものである。

第一に、三大指定暴力団に対するさらなる取締まりの強化が考えられる。三大指定暴力団の成員に離脱意思をもつ者が多いため、特にそれらの者に対して離脱のきっかけを作ることで、暴力団組織の構成員を効率的に減少につなげられるといえる。検挙そのものが離脱のきっかけになりうるだけでなく、刑事施設への収容による離脱指導もより効果的になるであろう。

第二に、就職支援や職業技術の習得支援のさら

なる充実が挙げられる。就職支援や職業技術の習得支援は全般的に必要であるものの、特に、年齢層を絞った手厚い支援は、暴力団からの離脱に効果的である可能性がある。調査結果は有職者、低月収者らの間で離脱意思が強い傾向にあることを示していた。また、20歳代・50歳代以上の成員は、中年層よりも強い離脱意思を持つ傾向にあった。したがって、20歳代・50歳代への職業支援は、より効果的になると考えられる<sup>37)</sup>。

第三の提言は、生活指導のさらなる充実である。本調査の結果は、配偶者のある者に離脱意思を持つ者が多いことを示していた。また、海外の縦断的調査研究においても、結合力の強い結婚や安定した雇用が遵法的生活を回復させることが明らかになっている (Laub = Sampson, 1993)。したがって、就職支援とともに、一般の人との社会関係の保持や安定した生活様式の確立のための生活指導は、犯罪生活からの脱却に効果的であると考えられる。

第四に、暴力団への資金を断ち切ることが挙げられる。月収の多い暴力団員は離脱しようとしないうことが明らかになったため、彼らに対する資金源を枯渇させる必要がある (菊池, 2011: 116-117)。

この菊池の政策的提言は、いわゆる、社会病理集団離脱におけるプッシュ要因と、プル要因を念頭に置いたものである。社会病理集団離脱におけるプッシュ要因とは、当該社会環境に居続けることへの魅力の欠如——警察の取締りの強化に起因する経済的利益や恩恵の逡減——は、個人を社会病理集団から遠ざけるであろう。一方、プル要因とは代替性を指す。それは個人のライフコースにおける社会病理集団以外のルート、新たな (合法的) 活動と道筋に引き付ける環境と状況——たとえば、個人が配偶者や子どもを持ち、地域社会に再統合されて就職すること——である。多くの離脱研究は、こうしたプッシュとプル要因の積み重

ねの効果に注目する (Decker=Pyrooz, 2011; Young=Gonzalez, 2013)。

プッシュ要因とは、社会病理集団における内的な要因であり、プル要因とは、外的な要因であるといえる。現在は、官民一体となった取り組みにより内的要因は高まっている<sup>38)</sup>ので、今後、検討し、試行すべきは外的要因に重きを置いた施策であろう。

本研究においても、プル要因として、慣習的職業社会における就職を希求した者、家族や子供、孫のために離脱に踏み切る者が見出された。

さらに、離脱実態として、新たな知見も見いだせた。それは、たとえば、近隣社会におけるインフォーマル支援者の存在が離脱者の社会復帰において重要であること、あるいは、離脱者の社会復帰の有無とは関係なく彼らの地元志向の強さである。過去の研究では「離脱後の職場に関しては、所在地がもとの (暴力団) 団体の勢力範囲内にあるかどうかによる社会復帰率の差はみられず……職場の所在地よりは、そもそも、決まった職業についているかどうかのほうが、はるかに重要」と考えられるとして、離脱組織の勢力範囲から転居しなくても、社会復帰は可能であるということが示唆されている (星野ほか, 1982: 35)。

社会病理集団離脱者の社会復帰の施策は、未だ緒についたばかりであるがゆえに手探りの感が否めない。今後は、ヘイスティングらの研究が示唆するように、地域社会におけるインフォーマルなコントロールや、地域への再統合という指標を定め、地域社会と行政が協働した取り組みをも視野に入れ、官と民そして地域社会が一体となった離脱支援が必要になると考える。そのためには、菊池のいう「一般の人との社会関係の保持や安定した生活様式の確立のための生活指導」を念頭に置かなくてはならないし、 Sampson = ラウブの理論的主張にあるように、離脱者の社会関係資本を

発達させ、配偶者や労働のみならず、近隣がむら社会 (Villages) として、社会的紐帯を強化することを念頭におくべきであろう<sup>39)</sup>。このことは、ラウブラが主張するように、結婚や就労だけでは十分ではなく、対人関係で形成される「人的つながりの質」が重要である (Laub, et al.,1995:100)。これらが整ってはじめて、病理集団離脱施策は、離脱におけるプッシュとプル要因の両輪を推進させることが可能となる。このように考えると、社会関係資本の発達や社会紐帯の強化を政策的に考慮するのであれば、社会病理集団離脱者をラベリングし、社会的に排除するのではなく、ヘイスティングらの主張と同様、地域社会への再統合という視点が、今後の社会病理集団離脱支援政策の要となるのではなかろうか (菊池,2011 ; Laub, et al.,1995)。

## 【 註 】

- 1) 社会病理集団という用語を用いた理由は、本研究の調査対象者が暴力団のみならず、テキヤや右翼関係者、アウトロー (暴力団を離脱しても違法な活動を継続することで経済的利益を得ている者) も含むからである。2007年7月に、第九回犯罪対策閣僚会議において、登場した「反社会的勢力」に近い意味合いである。なお、法務省も「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を発表している。ここで、反社会的勢力という用語が指すものは「暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人」であり、平たくいえば「悪い人や悪い人たち」を指す包括的な概念となっている。
- 2) 猪野は「やくざに頼みごとをしてくる人間は、本当にせっぱつまっている。やくざをどんなに抑え込んでみても、彼らが処理してきた仕事の需要が途絶えるわけではない。結局ヤミ

の世界がその仕事を引き継ぐこととなる」と言い、暴対法の規制対象とならないアウトロー跋扈を危惧している (猪野,1999;宮崎,2011)。

- 3) 犯罪のプロティアン化とは、プロティアンスキルというキャリア学用語の応用である。本稿においては、既存スキルを応用し活用することをいう。すなわち、暴力団在籍時に覚えた手練手管を、暴力団離脱後も、様々な犯罪に応用し、活用することである。被調査者Jの指摘にあるように、離脱者が、覚醒剤の販売、偽造、窃盗というシノギを行う際、暴力団在籍時に習得した知識や技術、および形成されたネットワークを応用していると考えられるのである。被調査者Jらによると、彼らのことを「アウトロー」と呼ぶという。
- 4) ここでいう「囚われの情報提供者」とは、当局の関心対象や、社会科学調査の対象になった者、すなわち、学校中退者、犯罪者、捨て子、あるいは児童福祉手当を申し込んでいる母親のような者を指している。リーボウ (Elliot Liebow) は、そのような状況下にある彼らを評して、慣れない環境に置かれた「囚われの情報提供者」であると評し、このような (公的機関が) 近づきやすい人々を分析の対象と設定することは、情報提供者や回答者の代表性の問題を別にしても、方法論と分析の視点から重要な問題を喚起すると指摘する。なぜなら、彼らは、上流、中流階級の人に比べて、アンケートやインタビューに対して協力しにくいというのである (リーボウ,2001: 6?7)。
- 5) 社会的望ましさととは、アンケートの回答者が、調査に際して、本来の意思や行動にあてはまる選択肢ではなく、社会的に望ましいと思われる回答を選んだり、調査者が期待すると思われる選択肢を選んだりすることである (菊池,2011:44)。

- 6) この研究は、昭和 42 年に行われた暴力団員の経歴・社会的背景・暴力団加入過程の調査の対象者 759 名、昭和 43 年に実施された暴力団員の価値観・生活実態、暴力団文化等の一連の調査対象者 967 名（計 1,726 名）を被調査者とし、調査票と面接を用いた研究であり「暴力団離脱過程の研究」としてまとめられている（星野,1974）
- 7) 星野が行った調査の時期（昭和 49 年）は、第一次大阪戦争の前夜であり、東映映画の「三代目襲名」が封切りされるなど、暴力団が、まだ任侠団体として一般社会と共生している時代であった。いわゆる古き良き「ヤクザの牧歌的な時代」の組員を対象としての調査が可能であった。昭和 52 年 9 月に当時の警察庁長官・浅沼清太郎が山口組壊滅作戦を指示しているが、この壊滅指令は、いわゆる「第四次沖縄抗争」に端を発した暴力団取締強化であったため、全国的な規模の暴力団排除機運の高まりとは異なる。当時の暴力団離脱者を慣習的な社会が受入れていたという風潮は、星野らにより「暴力団からの離脱者の社会復帰に関する研究」をみると、「5 年間にそのほぼ 4 分の 1 が暴力団から離脱し……187 名の離脱者のうち、社会復帰者は 104 名、単なる離脱者は 83 名である」と報告されていることから、社会復帰率が高いことも首肯できる（星野ほか,1982:28）。
- 8) 星野らの研究の対象者は、暴力団離脱者のうち、社会復帰に成功した者 104 名、社会復帰に成功しなかった者 83 名、合計 187 名である。なお、被調査者は、前者、後者を、それぞれ各都道府県から 2 名の割合で抽出している。昭和 57 年 2 月～3 月の期間に、質問紙を用いた面接調査によりデータを収集している。何れの被調査者も、勾留中や施設収容中の者ではない（星野ほか,1982:28）。
- 9) たとえば、犯罪対策閣僚会議幹事会では、2007 年 6 月に「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を公表。2009 年には、警察庁（安藤隆春長官）は山口組の二次団体である弘道会の集中取り締まりを発表、翌 2010 年 4 月には、愛知県警において、暴力団担当の捜査 4 課に加え、山口組・弘道会取り締まりの実動部隊となる「弘道会特別対策室」を設置した。同年 9 月、全国銀行協会は、加盟店 187 行に対して、暴力団組員やフロント企業、総会屋に対して銀行口座開設を拒否するように通知している。こうした一連の動きは、2010 年 4 月の福岡県による暴力団排除条例施行に至り、2011 年 10 月に同条例が全国で施行される嚆矢となった。菊池研究は、このように、暴力団への風当たりが強くなってきた時代、すなわち、牧歌的なヤクザが、暴力団として、あるいは、反社会集団として社会的な排除機運が高まりを見せる時代になされているのである。
- 10) 菊池研究において、調査票の回答を拒否した者が 395 人（46%）存在したことに注目すべきである。1999 年 11 月 20 日から 2000 年 2 月 20 日にかけて、全国の B 級 41 施設で行われた調査に基づく滝本らの研究では、記入の不備等で 493 件（15%）を除外しており、2825 件の回答を得ている。記入の不備という程度が分からないが、それでも 85%の回答率を保っているのである。このような標本回収率低下の傾向から、今後、暴力団構成員の意識調査が困難になることが懸念されるのである（菊池,2011; 滝本ほか,2001）。
- 11) 「わからない」という回答を除いているので、全調査対象者数より少ない回答数となっている。

- 12) 平成21年12月14日から平成22年3月31日までの間に処遇施設に移送等された受刑者を対象とした『日中組織犯罪共同研究 日本側報告書 I—暴力団受刑者に関する調査報告書』において、調査対象者 916 人の内、回答率は 56.4%、521 標本であったことは留意すべきである。本アンケートは、雑居・独居を問わず配布・回収されているため、むしろ、回答を忌避することが、組織化された暴力団構成員としては当然に想定されるのである。
- 13) 雪だるま式サンプリングとは、最初にアプローチ出来た人々を被調査者としてインタビューしたり、その人々と行動するなかで調査を進めると、その人々が次の対象者を紹介してくれることで、新たな被調査者を得ることができる。こうして、知り合いのネットワークをたどってゆくうちに、被調査者の数は雪だるま式にふえてゆくという方法である（佐藤,2001:104）。
- 14) 神社の境内等で行われる大規模な祭りのこと。
- 15) 被調査者 J が、当局とのトラブルがあったとの報を受け、調査時期を早めた。なぜなら、J は、本研究における重要なインフォーマントの一人であるからである。
- 16) 第一回の筆者らによる半構造化面接は、被調査の急激な体調悪化により、中止された。
- 17) 子どもに関する暴力団離脱者の意識は、たとえば、廣末の先行研究において、次のようなデータが参考になる。被調査者 O 「シャブやったんには、理由がある。現役の頃や……友人が居った。新聞社の人でなあ、いい人やった。この人が子どもの育て方ワシに教えてくれたんや。ワシ自身子ども時代不遇やった。その人の話し聞いてな、ワシ次第に組抜きたい考えるようになったんや。方法をいろいろ考えたんやが、その方法がシャブやった。ワシら博徒や、シャブでボロボロなったら博徒は務まらん。それで破門してもたったんや」（廣末,2014 : 230-231）。
- ②被調査者 K 「包丁が振り下ろされる瞬間、ワシの脳裏には子どもの事しか浮かばんかった。死にたくないと思ったんや」（廣末,2014 : 275）。「某組の親分の命取るいう話しが出てな、うちの組から二名が行ったんや。ワシも志願したんやが、その殺しは『懲役付き』言うたから、降りたんや……15 年入ってみい、ワシは年やから人生終わってしまうやろ。子どもにも会えんとな」（廣末,2014 : 274）。
- 18) 覚醒剤を摂取した場合、口が歪む、瞳孔が開くなどの症状がみられる。この筆者との面談時、E の妻は口の歪みを隠すためにマスクを着用していた。
- 19) 滝本らは、1999 年 11 月 20 日から 2000 年 2 月 20 日にかけて、全国の B 級（JB、YB 及び LB 級を含む）受刑者処遇 41 施設に收容されている出所予定の男子受刑者（暴力団関係受刑者を含む）を対象に、彼らの意識等につきアンケート調査を実施している。調査対象施設は、計 41 施設（刑務所 37 施設、少年刑務所 4 施設）であり、最終的な分析対象件数は 2825 件であった。この調査の目的は、暴力団関係受刑者の生育環境、非行歴、犯罪傾向、暴力団への加入動機、帰属意識の根拠等を探るとともに、近年、矯正施設において、積極的に実施されるようになってきた暴力団離脱指導の実情及びその問題点並びに同指導の受講意欲を向上させるための方策等について検討することをであった（滝本ほか, 2001:5）。
- 20) 偽造は、保険証など身分証明書の偽造である。この偽造身分証明書を以て携帯電話等の契約を行い、携帯電話機本体を換金すること等に使用する。

21) 9月11日に、福岡で再調査を行った際、被調査者Jにこの記事につき意見を求めたところ、「これはヤクザを美化しすぎや。アウトローな者が、なして自分の稼ぎを組に上納せんなあかんのや。そもそも、ヤクザいうんは数が大事や。組員が少なくとも多く見せなあかん。わざわざ組員潜らせて数を減らすことは考えられんなあ。ある指定暴力団なんか、ホンマは20人居らんのかや」と、自説を述べた。なお、組のひも付きで稼ぐ者は「裏盃」をしているものであり、これは離脱者とは別物であると言った。

さらに、Jいわく、この記事のような仕組みを欲しがる者、すなわち、在籍しながら登録外してほしいという者は、組織の金庫番やシノギ頭ではないかという。なぜなら、組織の金庫番やシノギ頭は、組織の為に金を増やしたり、洗浄する必要があるが、警察から組関係者とマークされると活動に支障が出るからであるという。

22) 共生者とは、平成19年(2007年)版警察白書で新たに定義された用語である。すなわち、表面的には暴力団との関係を隠しながら、その裏で暴力団の資金獲得活動に乗り、又は暴力団の威力、情報力、資金力等を利用することによって自らの利益拡大を図っており、いわば暴力団と強制する者となっている。

23) 「年齢によって段階づけられたインフォーマルな社会統制理論」は、犯罪の開始、持続、終了といった犯罪経歴上の特性を、①加齢に伴う犯罪・反社会行動の発達プロセス、②各年齢段階におけるリスク要因の認識、③発達行路に対する人生出来事の影響、といった観点から説明を試みるものである(Loeber=LeBlank,1990:376-377)。

24) サンプソン=ラウブが展開する「年齢によって

段階づけられたインフォーマルな社会統制理論」とは、1980年代に台頭し、1990年代に英米犯罪学において脚光を浴びた「ライフコース・パースペクティブ」を枠組みとしてサンプソン=ラウブが構築した犯罪・非行理論である。ライフコース・パースペクティブの考え方は、非行・犯罪経歴に関する様々な特性の識別、発達の見解に基づく犯罪者の類型化、非行の前兆および結果の体系的な研究、発達プロセスと非行・犯罪性向の変化への着目などの問題にアプローチするものであった。

ライフコース・パースペクティブの中心的概念は、「軌道(trajjectory)」と「推移(transition)」である。「軌道」とは、生涯の中での長期にわたる発達の経路のことである。ちなみに、サンプソン=ラウブは、「道筋(pathway)」という用語を、「軌道」と同じ意味で用いることが多い。こうした発達の経路は、たとえば就学期、就労期、育児期などのような「ライフステージ」間の段階的な推移の連鎖ととらえられる。ライフコースのなかで生じるできごとなどによって、それまでの人生の道筋が大きく変化する場合がある。これが「転機(turning point)」である。こうした「道筋」と「転機」の視点から、個人の生活の経歴を分析するというのが、ライフコース・パースペクティブの基本的アプローチである(原田,1999:403)。

25) グリュック夫妻の著した『少年非行の解明』(1950)の時点と、そののち、被調査者の25歳、32歳時点でなされた追跡結果を収集したデータを指す。グリュック研究は、10歳から17歳までの非行少年、無非行少年それぞれ500名、合計1000名の被調査者に対して為されたものである。被験者は、年齢、知能指数、人種、貧困地域における居住からなる背景要因をマッチングしている(グリュック=グリュ

- ック,1961:14-16;20-21)。
- 26) ハーシのコントロール理論(ボンド理論)は、一般には社会構造を重視する理論に分類される。特に、人々の行為に指針を与えたり、規制する規範が弛緩している状況を重視する点では、社会解体論と同一の視点に立つ。しかし、社会解体論が社会的な状態に逸脱の原因を求めるのとは異なり、ハーシは行為者に重点を移し、行為者を社会につなぎ止めておくものがなければ、誰しも逸脱すると考える。人が逸脱しないのは、個人を社会につなぎ止めておく絆があるからであるという主張を展開する。社会的絆とは、ハーシによると「愛着」「コミットメント」「インボルブメント」「信念」である(宝月=森田ほか,2004:56-57)。
- 27) サンプソン=ラウブの研究は、①既存の犯罪学理論と新たな概念の統合による一般理論としての意義、②非行行動の測定におい類稀な信頼性と妥当性を有するグリュック・データを用いた検証、③経験的証拠による多くの支持、④理論が導く多様な政策的含意によって、ライフコース犯罪学を代表する研究となっている(上野,2007:156-157)。
- 28) 結婚すること自体が社会統制を強めるわけではない。しかし、親密な結びつきや、資本の相互投資が男女の紐帯を強くするので、犯罪行動の減少を生じさせる。慣習的職業社会における就職も同様である。社会紐帯を強める就職とは、意義のある労働、雇用の安定、労働者と雇用者の相互的な結びつきなどがあいまって、犯罪行動の減少につながるのである(Sampson=Laub,1993:140)。
- 29) サンプソン=ラウブは、相互依存システムを非行行動からの変化を、投資概念として説明するために用いている。雇用者は労働者を雇い、その賃金という投資が成果を上げること
- を望み、配偶者は相手の犯罪経歴を知っていても、自己の将来を投資している。こうした投資は、相手からも社会関係資本の投資を受けることになるので、そこに相互的性質が認められるのである(Sampson =Laub, 1993: 140-141)。
- 30) それは主として、元暴力団員であるという負のラベリングである。文身や指の欠損、刑事施設収容歴等を指摘することができる。
- 31) 各自治体や各事業者等の暴力団排除条項においては、暴力団員であった者が暴力団員でなくなった時から5年間は「暴力団員等」とみなされることが主流となっており、社会生活上の制約を受ける。そのため、企業などは、彼らの雇用に対して消極的である。この点は、平成24年6月19日に又一征治議員による再質問第149号(参議院)においても言及されている。
- 32) 暴力団離脱者の社会復帰率は、星野(1974)、星野ほか(1982)の研究時期と比べて、かなり減少している。これは、不景気や昨今の暴力団排除機運の高まりに関連していると推測される。たとえば、社会復帰対策協議会が統計を取り始めた1992年の暴力団離脱者の就職状況は、1994年の140人がピークであり、その後は減少傾向が続き、2010年は7名、2011年は3名、2012年5名、2013年9名である(警察庁発表数値)。そうであるなら、2010年から2013年までに暴力団構成員数が約1万人減少したという数字から推測すると、離脱者の多くに非合法的シノギを選択する者の増加が危惧されるのである。
- 33) 不名誉な辞め方とは、飛ぶ、警察に保護を求める、組織に損害を与えて辞める等のケースが挙げられる。
- 34) 廣末が調べた限りでは、アメリカのラ・コー

ザ・ノストラ、中国の三合会、台湾の竹聯幫、イタリアのマフィア、ヌドラングタヤカモツラ等の離脱メンバーに対する支援プログラムは存在しない。そこで、本研究における政策的なインプリケーションの検討は、アメリカ圏の「犯罪的ユース・ギャング」の離脱支援政策を参考にする。

- 35) ヘイスティングらが検討したプログラムは、Current Youth Gang Exit Programs、Other Forthcoming or Promising Programs、Traditional Developmental Approaches for Juvenile Offenders、これらのカテゴリーから計 27 例に及ぶ。
- 36) ギャングに加入する、あるいは、離脱する際には血を流す必要があると言われるが、実際はそうでないことがデッカーとピルーズによって報告されている (Decker=Pyrooz, 2011:13)。
- 37) ただ、そうはいつでも、我が国の警察や暴走センター、労働局、刑務所、民間の協力者による社会復帰対策協議会の連携支援において、2011 年度暴力団離脱者 (690 人) の内、就職者数 (全国) 3 人。2012 年度暴力団離脱者 (600 人) の内、就職者数 (全国) 5 名。2013 年度の暴力団離脱者 (520 人) の内、就職者数 (全国) 9 人と少数であった。2010 年度暴力団離脱者 (630 人) の内、就職者数 (全国) 7 人から、2012 年までの 3 年間で、就職が確認された暴力団離脱者の就職率は、離脱者数合計 1920 人のうち (全国) 15 人 (0.8%) であり、職業支援制度をはじめとする離脱者の社会復帰の取り組みが、うまく機能していない現状がある (警察庁発表数値, 2014 年 10 月 28 日 廣末による警察庁確認情報)。

こうした状況を受け、平成 24 年 5 月 18 日に参議院において、又一征治議員が、平田健二議長に対し、「暴力団員による不当な行為の防止等の対策の在り方に関する質問主意書」

を提出している。その中で、「(九) 暴力団排除条例による取締りに加えて、本改正法案が重罰をもって様々な社会生活場面からの暴力団及び暴力団員の事実上の排除を進めることは、かえってこれらの団体や者たちを追い込み、暴力犯罪をエスカレートさせかねないのではないか。暴力団を脱退した者が社会復帰して正常な市民生活を送ることができるよう受け皿を形成するため、相談や雇用対策等、きめ細やかな対策を講じるべきと考える」として、暴力団等社会病理集団離脱者の社会復帰における受け皿の形成の必要性に言及している (第 180 回国会〈常会〉質問主意書第 116 号)。

- 38) ただし、このプッシュ要因を過大視することは危険である。離脱の動機として、法執行や刑事司法制度 (逮捕や収監の怖れ) に関係するものが、過去の研究では殆ど見いだせなかったとグリーンとプラニス指摘する。さらに、彼らは、伝統的なギャング統制政策 (司法政策によるギャング活動の阻止) とギャングメンバーシップの現実と乖離していると懸念する (Greene=Pranis, 2007; Hastings, et al., 2011)。本研究の知見をみると、逮捕や刑事施設への収容忌避については、子どもや孫の顔が見られなくなることが主たる要因であり、収容それ自体は副次的なプッシュ要因であるといえる。さらに、溝口の著書に次のような記述があり、社会病理集団加入者が刑事施設収容をリスクと考えていない現実も伺える「国がタダで飯を食わして寝る場所も用意してくれる生活の苦勞から解放されるわけで、中の暮らしが多少不自由だって苦にならない」と (溝口, 2012:200)。

- 39) このことは、2014 年 10 月 28、29 日の両日、廣末がテレビ西日本報道部とともに、離脱者

を知る近隣住民から話を聞いた際、以下のよ  
うなデータが得られた「この辺にはヤクザや  
めて商売してるモンがたくさん居る。昔はど  
うあれ、現在が大事や」「警察は通り一辺のこ  
としかしてくれへんからなあ……（離脱者に）  
就職無いんが問題や、地元の商店街の偉いさ  
んたちが話し合っ、試験的に採用してみた  
らいいんちゃうか。チャンスやらなあかんわ」  
「昔から知ってんねんから、カタギになるな  
ら応援してやらなあかん、根はええ子が多い、  
たまたまヤクザの道に行ってしまっただけの  
話しや」と。暴力団員でも、暴力団を離脱し  
たのであれば、地域社会における隣人である  
という意識を、地域住民の意識に見出すこと  
ができた。

#### 【引用文献】

- Coleman, J.S. (1988). Social capital in the creation of human capital. *American Journal of sociology*, 94(1), 95-120.
- Decker, S.H. & Pyrooz, David C. (2011). *Leaving the Gang: logging Off and Moving On*. Council on Foreign Relations Press, online: <http://www.cfr.org/radicalization-and-extremism/save-supporting-document-leaving-gang/p26590> (October 12, 2013).
- グリュック, S = グリュック, E (法務大臣官房司法法制調査部訳) (1961). 『少年非行の解明 補訂版』大蔵省印刷局.
- Greene, J. & Pranis, K. (2007). *Gang wars: The failure of enforcement tactics and the need For effective public safety strategies*. Washington, DC: Justice Policy Institute.
- 原田豊 (1999). 「ライフコース論と犯罪対策」『刑法雑誌』38 (3) : 401-409.
- 廣末登 (2014). 『若者はなぜヤクザになったのか・暴力団加入要因の研究』ハーベスト社.
- Hasings, R., Dunber, L., & Bania, M.(2011). *Leaving Criminal Youth Gangs : Exit Strategies and Programs*. Institute for the Privement of Crime.
- Hirchi, T. (2002). A control theory of delinquency. *The craft of criminology : Selected papers* (pp.75-90). New Brunswick, NJ: Transaction Publishers.
- 宝月誠=森田洋司編著 (2004). 『逸脱研究入門——逸脱研究の理論と技法—— (社会学研究シリーズ 15)』文化書房博文社.
- 星野周弘 (1974). 「暴力団員の離脱過程に関する研究—暴力団員の追跡研究 (II) —」科学警察研究所報告 15 (1) : 81-98.
- 星野周弘=原田豊=麦島文夫 (1982). 「暴力団からの離脱者の社会復帰に関する研究」科学警察研究所報告 23 (1) : 28-40.
- Howell, J.C. (2005). Moving risk factors into developmental theories of gang membership. *Youth Violence and Juvenile Justice*, 3(4), 334-354.
- 猪野健治 (1999). 『やくざと日本人』筑摩文庫.
- 石川正興=星野周弘=小柳武=辰野文理=島田貴仁=小西暁和=中條晋一郎=菊池城治=高橋正義=渡辺昭一 (2011). 日中組織犯罪共同研究 日本側報告書 I 暴力団受刑者に関する調査報告書 : 社会安全研究財団.
- Laub, J.H. & Sampson, R.J. (1993). Turning Points in the Life Course: Why Change Matters to the Study of crime. *Criminology*. 31:301-325.
- Laub, J.H., Sampson, R.J., Corbett, R.P., & Smith, J.S. (1995). The public policy implications of a life-course perspective on crime. In H.D. Barlow (Ed.), *Crime and public policy: Putting theory to work* (pp.91-106).Boulder, CO:Westview.
- Laub, J.H. & Sampson, R.J. (2001).Understanding desistance from crime. In M. Tonry (Ed.) *Crime and justice a review of research* (vol.28, pp.1-69).

- Chicago, IL :University of Chicago Press.
- Laub, J.H. & Sampson, R.J. (2003). *Shared beginnings, divergent lives: Delinquent boys to age 70*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
  - Liebow, Elliot,(1967). *Tally's Corner: A Study of Negro Streetcorner Men*, Boston: Little, Brown and Co.(吉川徹監訳 2001 『タリーズコーナー』 東進堂).
  - Loeber, R. & LeBlanc, M. (1990). Toward a developmental criminology. In M. Tonry & N. Morris (Eds.), *Crime and Justice: A review of research* (Vol. 12, pp.375-473) .Chicago. IL: University of Chicago Press.
  - 宮崎学 (2011). 『暴力団追放を疑え』 筑摩文庫.
  - 溝口敦 (2012) . 『続・暴力団』 新潮新書.
  - [NCPC] National Crime Prevention Centre. (2007). *Youth gang involvement: What are the risk factors*. Ottawa, ON: Public Safety Canada.
  - NHK 特報フロンティア九州・沖縄版 (2014) 「暴力団消えた 1 万人～ “離脱者” はどこへ～」 .[http://b.hatena.ne.jp/entry/www.nhk.or.jp/fukuoka/frontier/back/back\\_140404.html](http://b.hatena.ne.jp/entry/www.nhk.or.jp/fukuoka/frontier/back/back_140404.html)
  - [OJJDP] Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention. (2000). *Youth gang programs and strategies*. Washington, DC: United States Department of Justice.
  - Sampson, R.J., & Laub, J.H. (1993). *Crime in the making : Pathways and turning points through life*. Cambridge, MA : Harvard University Press.
  - 佐藤郁哉 (2001) . 『フィールドワーク——書を持って街へ出よう——』 新曜社.
  - 滝本幸一＝立谷隆司＝高崎秀雄＝小柳浩子＝松田美智子＝古田薫＝栗栖素子＝兼平優 (2001) 「暴力団受刑者の意識等に関する研究」『法務総合研究所研究部報告』 14:1-60.
  - 滝本幸一 (2003) . 「矯正施設における暴力団関係受刑者処遇に関する今日的課題」『犯罪と非行』 136 : 28-56.
  - 津富宏 (1996) . 「犯罪者処遇は有効である——実証研究の解明した事実に基づいた見解」『犯罪と非行』 110 : 98-127.
  - 上野貴広 (2007) . 「犯罪学におけるライフコース・パースペクティブの台頭と展開—サンプルン＝ラウブの所説を中心に」『北九州市立大学法学部紀要』 20 : 155-202.
  - Young, A.M. & Gonzalez, V. (2013). Getting out of Gangs, Staying out of gangs: Gang intervention and desistance strategies. *National Gang Center Bulletin*, No.8 , (pp. 1-10).